

牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第6項の規定に基づき、牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部を令和2年7月1日付けで次のように変更したので、同条第1項の規定に基づき、公表する。

令和2年7月1日

農林水産大臣 江藤 拓

牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文

- 1 牛疫は、国際連合食糧農業機関（以下「F A O」という。）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 牛疫は、その病原体の伝播力の強さから、ひとびとまん延すれば、
 - (1) 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
 - (2) 国民への畜産物の安定供給を脅かし、
 - (3) 地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え、
 - (4) 国際的にも牛疫の非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。
- 3 平成23年6月、F A O及び国際獣疫事務局（以下「O I E」という。）は、牛疫の世界的な撲滅を宣言し、その後、F A O及びO I Eの主導で、研究機関等が保持する牛疫ウイルスは基本的に廃棄され、安全性が確認された認定施設でのみ隔離管理する方針が決定された。その方針に基づき、平成27年6月には、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）が、現在、世界で6か所の牛疫ウイルス含有物質所持施設（牛疫ウイルスの所持及びワクチンの製造及び保管施設）のひとつに認定されている。
- 4 他方で、何らかの原因で牛疫が再興する可能性を完全には否定できないことから、家畜（飼養されている牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
- 5 なお、本指針については、海外における牛疫の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、隨時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1章 基本方針

第1 基本方針

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「口蹄疫防疫指針」という。）第1を準用する。

第2章 発生予防対策

第2 平時からの取組

口蹄疫防疫指針第2を準用する。

第3 発生に備えた体制の構築・強化

口蹄疫防疫指針第3を準用する。

第3章 まん延防止対策

第1節 家畜における防疫対応

第4 異常家畜の発見及び検査等の実施

1 家畜の所有者等から届出を受けたときの対応

都道府県は、家畜の所有者、獣医師等から、牛疫を疑う症状を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）に関する届出があり、当該届出の内容が次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。また、届出者等に対し、当該農場の家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

- (1) 複数の家畜に40.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内又は鼻腔内に出血、びらん又は潰瘍がある。
- (2) 死亡家畜が急激に増加している。

2 都道府県による臨床検査及び解剖検査

- (1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常家畜及び同居家畜の徹底した臨床検査（体温測定を含む。）を行う。

その際、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は、症状が明確な数頭）の病変部位及び症状の好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影し、病性等の判定等に資するため、畜舎内の状況についても撮影する。

- (2) 家畜防疫員は、臨床検査の結果、1の(1)及び(2)に掲げる異状を確認し、牛疫を否定できないと判断した場合には、直ちに、都道府県畜産主務課に対し、臨床検査の結果及び死亡家畜の解剖検査を行う旨の連絡を行うとともに、速やかに、死亡家畜を家畜保健衛生所に運搬し、解剖検査を行う。その際、次の措置を講ずる。ただし、当該異状が口蹄疫防疫指針第4の2の(3)に規定する特定症状に該当する場合には、解剖検査は行わず、口蹄疫防疫指針第4の2から8までに基づき対応する。

- ① 当該死体を十分に消毒する。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ④ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ⑤ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

- (3) 都道府県畜産主務課は、(2)により解剖検査を行う旨の連絡を受けた場合には、臨床検査の結果、異常家畜の写真及び同居家畜の状況等の情報を添えて、直ちに農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

- (4) 動物衛生課は、(3)の報告を踏まえ、3により検体の提出を求める。

3 検体の送付

都道府県は、2の(2)により解剖検査を行う場合には、血液、眼瞼ぬぐい液並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議の上、当該検体を動物衛生研究部門に搬入する。

4 農場における措置

- (1) 都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、当該農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア 生きた家畜

イ 生乳

ウ 当該農場で採取された精液及び受精卵等

エ 家畜の死体

オ 家畜の排せつ物等

カ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

- ② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

③ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

- ④ 当該農場を中心とした半径10km以内の区域の農場について、①に掲げるもの（イについては半径1km以内の区域における農場で搾乳されたものに限る。）の移動自粛等の必要な指導を行う。

(2) 都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、速やかに、当該農場に関する過去28日間の次の疫学情報を収集し、第5の2の(2)の疑似患畜及び第12の1の(2)の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

① 家畜の移動履歴

② 当該農場に入りしている次の人に及び車両の移動範囲及び入退場履歴

ア 農場作業者、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等複数の農場(家畜の飼養農場に限る。以下同じ。)の衛生管理区域内で作業を行う者

イ 家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ちに入る車両

③ 堆肥の出荷先

④ 精液及び受精卵等の出荷先

⑤ 給与飼料の情報

5 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも6により動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1) 当該農場における畜舎等の配置の把握

(2) 周辺農場における家畜の飼養状況の整理

(3) 家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保(国、他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。)

(4) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設若しくは化製処理施設(以下「焼却施設等」という。)の確保(農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。)

(5) 消毒ポイントの設置場所の選定

(6) 当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県及び関係団体への連絡

6 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、3により都道府県から検体の搬入があった場合には、抗原検査(ウイルス分離検査及びRT-PCR検査等の遺伝子検査)及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

7 その他

1から6までの措置は、家畜の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、都道府県は、と畜場等から異常家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講じる。なお、当該家畜が当該と畜場等の所在する都道府県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講じる。

第5 病性等の判定

農林水産省は、次の1及び2により、病性等の判定を行うものとする。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) 病変部位の写真、疫学情報及び第4の6の動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果に基づき、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会(以下「小委」という。)の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第9の1の(1)の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第12の1の(2)の疫学関連家畜について、病変部位の写真から牛痘に特有の臨床症状を明確に確認できる場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、当該検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。

(2) (1)の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究部門が行う抗原検査又は血清抗体検査により陽性の結果が出た場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) 患畜

① ウイルス分離検査により、牛痘ウイルスが分離された家畜

② 牛痘に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により牛痘ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜

③ 牛痘に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により牛痘ウイルスに対する抗体が検出された家畜

(2) 疑似患畜

① 患畜が確認された農場で飼養されている家畜(と畜場、家畜市場等で患畜が確認された場合にあっては、当該確認時に当該と畜場、家畜市場等で当該患畜と同居している家畜及び当該患畜の出荷農場において飼養されている家畜)

② 第9の1の(1)の移動制限区域内の農場又は第12の1の(2)の疫学関連家畜を飼養する農場において、牛痘に特有の臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜

③ 患畜又は疑似患畜(②に掲げる家畜に限る。)と判定した日(発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。)から遡って10日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜(②に掲げる家畜に限る。)が確認された農場(以下「発生農場」という。)で家畜の飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家畜

④ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜(②に掲げる家畜に限る。)と接触したことが明らかとなつた家畜

⑤ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日から現在までの間に患畜又は疑似患畜(②に掲げる家畜に限る。)から採取された精液又は受精卵等を用いて人工授精又は受精卵移植等を行った家畜

⑥ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日より前に患畜又は疑似患畜(②に掲げる家畜に限る。)と接触したことが明らかとなつた家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると畜産防疫員が判断した家畜

第6 病性等判定時の措置

口蹄疫防疫指針第6を準用する。

第7 発生農場等における防疫措置

口蹄疫防疫指針第7を準用する。

第8 通行の制限又は遮断(法第15条)

口蹄疫防疫指針第8を準用する。

第9 移動制限区域及び撤出制限区域の設定(法第32条)

1 制限区域の設定

口蹄疫防疫指針第9の1を準用する。

2 制限区域の変更

口蹄疫防疫指針第9の2を準用する。

3 制限区域の解除

家畜等（4に掲げるものをいう。3の柱書、5の(3)及び(4)において同じ。）の移動を禁止する区域（以下第1節において「移動制限区域」という。）及び家畜等の搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）は、次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

- (1) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理及び法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後17日が経過した後に実施する第12の2の(2)の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。
- (2) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過していること。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた家畜
- (2) 発生農場及び発生農場から半径1km以内の区域にある農場（第12の2の(1)の発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
- (3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って28日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (4) 家畜の死体
- (5) 家畜の排せつ物等
- (6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

5 制限の対象外

(1) 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域（移動制限区域及び搬出制限区域をいう。以下同じ。）内の農場の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料又は飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

- ア 移動当日に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。
- イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。
- カ 移動中は消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- キ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ケ 移動経過を記録、保管する。

③ 焚却、化製処理又は消毒を行う場合には、次の措置を講ずる。

- ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ウ 死体等の焚却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

(2) 制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の③の措置を講ずる。

(3) 制限区域外の家畜等の通過

制限区域外の農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(4) その他

(1)から(3)までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後28日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該28日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（発生農場から半径5km以内の区域を除く。）への家畜等の移動に関する制限の対象外を設けることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

第10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

口蹄疫防疫指針第10を準用する。

第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

口蹄疫防疫指針第11を準用する。

第12 ウィルスの浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) 調査の実施方法

都道府県は、第4の4の(2)により疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある家畜（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

(2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から⑤までのいずれかに該当する家畜であることが明らかとなつたものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに臨床検査を行う（(1)又は2の(1)の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く。）。

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性のある日から21日を経過した後に、血清抗体検査を実施するための血液を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するように指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、21日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

① 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に患畜と接触した家畜

② 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に疑似患畜（第5の2の(2)の②に掲げる家畜に限る。）と接触した家畜

③ 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に患畜又は疑似患畜（第5の2の(2)の②に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵等を用いて人工授精又は受精卵移植等を行った家畜

④ 第5の2の(2)の④から⑥に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

⑤ その他、病性等判定日から遡って28日以内に発生農場の衛生管理区域に入りした人、物又は車両が当該入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に入りした場合や他の農場の家畜や車両がと畜場等において発生農場からの出荷家畜や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある家畜が飼養されている当該他の農場の家畜

- (3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置
疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断してから、(2)の検査で陰性が確認されるまで、法第32条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。
また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
- ① 生きた家畜
 - ② 生乳（臨床検査で異状が確認されず、遺伝子検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。）
 - ③ 当該農場で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って28日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
 - ④ 家畜の死体
 - ⑤ 家畜の排せつ物等
 - ⑥ 敷料、飼料及び家畜飼養器具
- 2 移動制限区域内の周辺農場の検査
- (1) 発生状況確認検査
都道府県は、牛疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。
- ① 電話調査
都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、当該移動制限区域が解除されるまでの間、隨時行う。
 - ② 立入検査
ア 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径1km以内の区域にある農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満24か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。）にあっては、満17か月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては200頭以上、牛（月齢が満4か月以上満24か月未満（肥育牛にあっては、満4か月以上満17か月未満）のものに限る。）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上飼養する農場をいう。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体（血液、眼瞼ぬぐい液並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。
イ 都道府県は、アの検査に引き続き、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）のうち当該検査の対象外となったものに立ち入り、臨床検査を行う。臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施する必要があると判断したとき又は動物衛生課から検体送付の指示があったときは、検体（血液、眼瞼ぬぐい液並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に行う。
 - ② 清浄性確認検査
制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後17日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を実施するための検体（血液）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

3 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1の(2)及び2の(2)により都道府県から検体の送付があった場合には血清抗体検査を行い、2の(1)により都道府県から検体の送付があった場合には抗原検査及び血清抗体検査を行う。またそれらの結果について、動物衛生課に報告する。

4 1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

- (1) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果について、第5の判定を行なう。
- (2) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果並びに(1)において行なう第4の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）の策定を行う。

5 検査員の遵守事項

- 1の疫学調査及び2の検査を行う者は、次の事項を遵守する。
- (1) 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、1の疫学調査及び2の検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。
- (2) 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
- (3) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
- (4) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (5) 立ち入った農場の家畜について1の(2)又は2で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

6 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

- (1) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査の及び第1の3の(2)によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。
- (2) 都道府県は、(1)の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ牛疫がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。
 - ① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
 - ② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
- (3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第13 緊急ワクチン（法第31条第1項）

- 1 動物衛生研究部門が製造又は保管する現行のワクチンは、生涯にわたって感染を完全に防御することができることから、極めて高い防疫効果がある。
他方で、ワクチン接種した場合、清浄国への復帰が遅れ、我が国の畜産物の輸出に影響を及ぼすおそれがある。
- 2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する。
 - (1) 通報の遅さ（病変の状態、発症家畜数等）
 - (2) 感染の広がり（疫学関連家畜飼養農場数）

- (3) 環境要因（野生動物の生息状況、周辺農場数、家畜飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）
 (4) 埋却を含めた防疫措置の進捗状況
- 3 農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。
- (1) 実施時期
 - (2) 実施地域
 - (3) 対象家畜
 - (4) その他必要な事項
- 4 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。その際、農林水産省は、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲渡し、又は貸し付ける。
- 第14 消毒薬**
 牛痘ウイルスは、エンベロープを有するウイルスであることから、脂溶性消毒薬（アルコール等）など多くの一般的な消毒薬が有効である。
- 第15 家畜の再導入**
 口蹄疫防疫指針第15を準用する。
- 第16 発生の原因究明**
 口蹄疫防疫指針第16を準用する。
- 第2節 野生動物における防疫対応**
- 第17 感染の疑いが生じた場合の対応等**
 口蹄疫防疫指針第17を準用する。
- 第18 病性の判定**
 口蹄疫防疫指針第18を準用する。
- 第19 病性判定時の措置**
 口蹄疫防疫指針第19を準用する。
- 第20 通行の制限又は遮断（法第10条及び、第25条の2第3項）**
 口蹄疫防疫指針第20を準用する。
- 第21 移動制限区域の設定（法第32条）**
- 1 **移動制限区域の設定**
 都道府県は、第18により野生動物（野生の鹿及びいのししをいう。以下同じ。）において牛痘が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（7に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第2節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第18の判定前であっても、牛痘である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。
 - 2 **移動制限区域の設定方法**
 - (1) 移動制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適切なものに基づき設定する。
 - (2) 移動制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
 - (3) 移動制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。
 - ① 移動制限区域内の家畜の所有者、市町村及び関係機関への通知
 - ② 報道機関への公表等を通じた広報
 - ③ 主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

- 3 家畜の所有者への連絡**
 都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び第24の1の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。
- 4 移動制限区域内の農場への指導**
 都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合は、移動制限区域内の全ての家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生動物等の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。
- 5 移動制限区域の変更**
- (1) 移動制限区域の拡大
 野生動物における感染の確認状況等から、移動制限区域外の家畜での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を拡大する。
 - (2) 移動制限区域の縮小
 野生動物における感染の確認状況等から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなってきたときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径3kmまで縮小することができる。
- 6 移動制限区域の解除**
 移動制限区域は、野生動物における浸潤状況等から、家畜への感染リスクが無視できると考えられる場合は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、解除又は制限措置の一部の解除をする。
- 7 移動制限の対象**
 移動制限の対象は、次に掲げるものとする。
- (1) 生きた家畜
 - (2) 当該野生動物が確認された地点から半径1km以内の区域にある農場（第24の1の検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
 - (3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って28日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
 - (4) 家畜の死体
 - (5) 家畜の排せつ物等
 - (6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）
- 8 移動制限の対象外**
- (1) 移動制限区域内の家畜の死体、排せつ物、敷料及び飼料等の処分のための移動
 家畜防疫員が飼養されている家畜に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な施設に家畜の死体等を移動させることができる。
 - ① 移動する際の措置
 - ア 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の家畜に異状がないことを確認すること。
 - イ 原則として、移動する死体等には消毒薬を散布し、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これら密閉車両等が確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。
 - ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。
 - エ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。

- オ 複数の農場を経由しないこと。
 カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒すること。
 キ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示すること。
 ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。
 ケ 移動経過を記録し、保管すること。
- (2) 焚却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行う場合の措置
 ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。
 イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。
 ウ 死体等の焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。
- (2) 移動制限区域外の家畜の死体の処分のための移動
 移動制限区域外の農場の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようになるとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の②の措置を講ずる。
- (3) 移動制限区域外の家畜等の通過
 移動制限区域外の農場の家畜等について、移動制限区域を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- (4) その他
 (1)から(3)までに規定するもののほか、原則として、移動制限区域の設定後28日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該28日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内(発生農場から半径5km以内の区域を除く。)への家畜等の移動に関する制限の対象外を設けることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- 第22 家畜集合施設の開催等の制限等(法第26条、第33条及び第34条)**
- 1 移動制限区域内の制限
 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。
- (1) と畜場(食肉加工場を除く。)におけると畜
 - (2) 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
 - (3) 家畜の放牧
- 2 制限の対象外
 原則として、移動制限区域の設定後28日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該28日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内(発生農場から半径5km以内の区域を除く。)のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、制限区域外の農場からと畜場に直行する家畜のみとする。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- 3 家畜集合施設以外の関連事業者における消毒の徹底
 都道府県は、1に掲げる家畜集合施設以外の移動制限区域内に所在する関連事業者に対し、本病のまん延を防止するため、必要があるときは、消毒を徹底するよう指導する。

- 第23 消毒ポイントの設置(法第28条の2)**
 口蹄疫防疫指針第23を準用する。
- 第24 ウイルスの浸潤状況の確認等**
- 1 ウイルスの浸潤状況の確認
 都道府県は、第18により野生動物において牛痘が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、臨床症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。
- 2 動物衛生研究部門による検査
 動物衛生研究部門は、1により都道府県から検体の送付があった場合には抗原検査及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。
- 3 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策
 都道府県は、1により陽性と判断された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、獣友会等の関係者に対し、協力を要請する。
- 4 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認(法第34条の2)
- (1) 都道府県は、第18により野生動物において牛痘が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1の3の(2)によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、移動制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。
 - (2) 都道府県は、(1)の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ牛痘がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善する旨の勧告を行う。
 - ① 飼養管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
 - ② 飼養管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
 - (3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。
- 第4章 その他**
- 第25 その他**
 口蹄疫防疫指針第25を準用する。
- 牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について**
 牛肺疫予防法(昭和26年法律第166号)第3条の2第6項の規定に基づき、牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部を令和2年7月1日付けで次のように変更したので、同条第1項の規定に基づき、公表する。
- 令和2年7月1日 農林水産大臣 江藤 拓
牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針
- 前文**
- 1 牛肺疫は、国際連合食糧農業機関(FAO)などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
 - 2 牛肺疫は、その病原体の伝播力の強さから、ひとたびまん延すれば、
 - (1) 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
 - (2) 国民への畜産物の安定供給を脅かし、

- (3) 地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与える。
 (4) 国際的にも牛肺疫の非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。
- 3 現在、主にアフリカ大陸において牛肺疫の発生が継続して確認されており、国際的な人及び物の往来が急速に増加している状況を踏まえると、今後、我が国に牛肺疫が侵入する可能性は否定できない。
- 4 このため、国民、日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に牛肺疫が侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜（飼養されている牛、水牛及び鹿をいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
- 5 なお、本指針については、海外における牛肺疫の発生の状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、隨時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。
- ### 第1章 基本方針
- #### 第1 基本方針
- 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「口蹄疫防疫指針」という。）第1を準用する。
- ### 第2章 発生予防対策
- #### 第2 平時からの取組
- 口蹄疫防疫指針第2を準用する。
- #### 第3 発生に備えた体制の構築・強化
- 口蹄疫防疫指針第3を準用する。
- ### 第3章 まん延防止対策
- #### 第4 異常家畜の発見及び検査等の実施
- ##### 1 家畜の所有者等から届出を受けたときの対応
- 都道府県は、家畜の所有者、獣医師等から、牛肺疫を疑う症状を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）に関する届出があり、当該届出の内容が次の(1)から(3)までのいずれにも該当する場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。また、届出者等に対し、当該農場の家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。
- (1) 複数の家畜に、四肢の関節の急速な腫脹がみられ、また、首の前方への伸長及び屈曲が困難等の特徴的な姿勢がみられる。
- (2) 複数の家畜に40.0℃以上の発熱及び疼痛性の強い発咳、呼吸困難又は泌乳の停止がある。
- (3) 複数の死亡家畜^{じゆぢょう}がいる。
- ##### 2 都道府県による臨床検査及び解剖検査
- (1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常家畜及び同居家畜の徹底した臨床検査（体温測定を含む。）を行う。
- その際、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は、症状が明確な頭数）の症状の好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影する。
- (2) 家畜防疫員は、臨床検査の結果、1の(1)から(3)までに掲げる異状を確認し、牛肺疫を否定できないと判断した場合には、直ちに、都道府県畜産主務課に対し、臨床検査の結果及び死亡家畜の解剖検査を行う旨の連絡を行うとともに、速やかに、死亡家畜を家畜保健衛生所に運搬し、解剖検査を行う。その際、次の措置を講ずる。ただし、当該異状が口蹄疫防疫指針第4の2の(3)に規定する特定症状に該当する場合には、解剖検査は行わず、口蹄疫防疫指針第4の2から8までに基づき対応する。

- ① 当該死体を十分に消毒する。
 ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 ④ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 ⑤ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- (3) 都道府県畜産主務課は、(2)により解剖検査を行う旨の連絡を受けた場合には、臨床検査の結果、異常家畜の写真及び同居家畜の状況等の情報を添えて、直ちに農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。
- (4) 動物衛生課は、(3)の報告を踏まえ、3により検体の提出を求める。
- #### 3 検体の送付
- (1) 家畜防疫員は、2(2)により行った解剖検査の結果、線維素析出を伴う顕著な四肢・頸椎の関節炎及び関節周囲炎や肺に大理石紋様の病変を確認した場合には、当該病変部位をデジタルカメラで鮮明に撮影する。
- (2) また、都道府県は、血液並びに死亡家畜の肺及び近傍リンパ節を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議の上、病変部位の写真及び当該検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に搬入する。
- #### 4 農場等における措置
- (1) 都道府県は、3の(2)により病変部位の写真及び検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、当該農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。
- ① 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
- ア 生きた家畜
 - イ 生乳
 - ウ 採取された精液及び受精卵等
 - エ 家畜の死体
 - オ 家畜の排せつ物等
 - カ 敷料、飼料及び家畜飼養器具
- ② 当該農場への関係者以外の者の出入りを制限する。
- ③ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。
- (2) 都道府県は、3の(2)により病変部位の写真及び検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、速やかに、当該農場に関する過去63日間における次の疫学情報を収集し、第5の2の(2)の疑似患畜及び第12の1の(2)の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。
- ① 家畜の移動履歴
 - ② 当該農場に出入りしている次の人の車両の移動範囲及び入退場履歴
 - ア 農場作業者、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等複数の農場（家畜の飼養農場に限る。以下同じ。）の衛生管理区域内で作業を行う者
 - イ 家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両
 - ③ 堆肥の出荷先
 - ④ 精液及び受精卵等の出荷先
 - ⑤ 給与飼料の情報

5 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、3の(2)により病変部位の写真及び検体を動物衛生研究所部門に搬入した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも6により動物衛生研究所部門が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

- (1) 当該農場における畜舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における家畜の飼養状況の整理
- (3) 家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国、他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）
- (4) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設若しくは化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）
- (5) 消毒ポイントの設置場所の選定
- (6) 当該農場の所在する市町村、隣接する都道府県及び関係団体への連絡

6 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、3の(2)により都道府県から検体の搬入があった場合には、抗原検査（マイコプラズマ分離検査、PCR等の遺伝子検査及び免疫学的抗原検査）及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

7 その他

1から6までの措置は、家畜の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、都道府県は、と畜場等から異常家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講じる。なお、当該家畜が当該と畜場等の所在する都道府県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講じる。

第5 病性等の判定

農林水産省は、次の1及び2により病性等の判定を行うものとする。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

- (1) 病変部位の写真、疫学情報及び第4の6により動物衛生研究所部門が行う遺伝子検査の結果に基づき、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第9の1の(1)の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第12の1の(2)の疫学関連家畜について、病変部位の写真から牛肺疫の病理所見を明確に確認できる場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、当該検査の結果を待たずに、病理所見及び疫学情報により、直ちに判定する。
- (2) (1)の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究部門が行うマイコプラズマ分離検査、免疫学的抗原検査及び血清抗体検査により陽性の結果が出た場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) 患畜

- ① マイコプラズマ分離検査により、牛肺疫マイコプラズマが分離された家畜

- ② 牛肺疫の病理所見が明確であり、遺伝子検査により牛肺疫マイコプラズマに特異的な遺伝子が検出された家畜
- ③ 牛肺疫の病理所見が明確であり、免疫学的抗原検査により牛肺疫マイコプラズマの抗原が検出された家畜

(2) 疑似患畜

- ① 患畜が確認された農場で飼養されている家畜（と畜場、家畜市場等で患畜が確認された場合にあっては、当該確認時に当該と畜場、家畜市場等で当該患畜と同居している家畜及び当該患畜の出荷農場において飼養されている家畜）
- ② 牛肺疫の病理所見が明確であり、血清抗体検査により牛肺疫マイコプラズマに対する抗体が検出された家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜
- ③ 第9の1の(1)の移動制限区域内又は第12の1の(2)の疫学関連家畜を使用する農場において、牛肺疫の病理所見が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜
- ④ 患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って28日目の日から現在までの間に、当該患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家畜
- ⑤ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って28日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜
- ⑥ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って28日目の日から現在までの間に患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵等を用いて人工授精又は受精卵移植等を行った家畜
- ⑦ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って28日目の日より前に患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

第6 病性等判定時の措置

口蹄疫防疫指針第6を準用する。

第7 発生農場等における防疫措置

口蹄疫防疫指針第7を準用する。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

口蹄疫防疫指針第8を準用する。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

(1) 移動制限区域

- ① 都道府県は、第5の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径1km以内の区域について、家畜等（4に掲げるものをいう。②及び⑤の(3)において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても牛肺疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

- (2) 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第4の4(2)に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、家畜の飼養密度に応じ、半径1kmを超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。
- (2) **搬出制限区域**
都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径5km以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。なお、(1)の②の場合には、移動制限区域の外縁から5km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。
- (3) **家畜市場又はと畜場で発生した場合**
都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する家畜が、第5の2により患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
- ① 当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径1km以内の区域について、移動制限区域として設定する。
 - ② 当該家畜の出荷元の農場を中心として、原則として(1)及び(2)と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。
- (4) **制限区域の設定方法**
- ① 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するのに適切なものに基づき設定する。
 - ② 制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
 - ③ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。
 ア 制限区域内の家畜の所有者、市町村及び関係機関への通知
 イ 報道機関への公表等を通じた広報
 ウ 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示
- (5) **家畜の所有者への連絡**
都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。
- (6) **制限区域内の農場への指導**
都道府県は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。
- 2 制限区域の変更**
- (1) **制限区域の拡大**
発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。
 - (2) **制限区域の縮小**
1の(1)の①の区域を超えて移動制限区域の設定又は拡大を行った場合であって、発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径1kmまで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から5km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

3 制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除又は制限措置の一部を解除する。

(1) 移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

- ① 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後52日が経過した後に実施する第12の2の(2)の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。
- ② 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後63日が経過していること。

(2) 搬出制限区域

第12の2の(1)の発生状況確認検査により全ての農場で陰性が確認された時に解除する。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- ① 生きた家畜
- ② 発生農場及び発生農場から半径1km以内の区域にある農場（第12の2の(1)の発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
- ③ 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（病性等判定日から遡って63日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ④ 家畜の死体
- ⑤ 家畜の排せつ物等
- ⑥ 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

5 制限の対象外**(1) 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動**

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料又は飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

(2) 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 移動当日に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。
 イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

キ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ケ 移動経路を記録し、保管する。

(3) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 死体等の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

- (2) 制限区域外の家畜の死体の処分のための移動
制限区域外の農場の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。
この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の③の措置を講ずる。
- (3) 制限区域外の家畜等の通過
制限区域外の農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- (4) その他
(1)から(3)までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後63日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該63日間経過後、発生状況、移動に伴う病原体の拡散防止措置等の状況を勘査して、動物衛生課と協議の上、次のとおり制限の対象外を設けることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 ① 移動制限区域内のと畜場の事業を再開すること。ただし、と畜する家畜は、農場からと畜場に直行する家畜のみとする。
 ② 移動制限区域外から移動制限区域内へ家畜を移動させること。
- 第10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）**
口蹄疫防疫指針第10を準用する。
- 第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）**
口蹄疫防疫指針第11を準用する。
- 第12 病原体の浸潤状況の確認等**
- 1 疫学調査**
- (1) 疫学調査の実施方法
都道府県は、第4の4の(2)による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、病原体に汚染されたおそれのある家畜（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。
- (2) 疫学関連家畜
(1)の調査の結果、次の①から⑤までのいずれかに該当する家畜であることが明らかとなつたものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに臨床検査を行う（(1)又は2の(1)の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く）。
また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から56日を経過した後に、血清抗体検査を実施するための血液を採材し、動物衛生研部門に送付する。
なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、56日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。
- ① 病性等判定日から遡って29日以上63日以内に患畜と接触した家畜
 ② 病性等判定日から遡って29日以上63日以内に疑似患畜（第5の2の(2)の②及び③に掲げる家畜に限る。）と接触した家畜
 ③ 病性等判定日から遡って29日以上63日以内に患畜又は疑似患畜（第5の2の(2)の②及び③に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵等を用いて人工授精又は受精卵移植等を行った家畜

- ④ 第5の2の(2)の⑤から⑦に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜
 ⑤ その他、病性等判定日から遡って63日以内に発生農場の衛生管理区域に入りした人、物又は車両が当該入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に入りした場合や他の農場の家畜や車両がと畜場等において発生農場からの出荷家畜や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある家畜が飼養されている当該他の農場の家畜
- (3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置
疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断してから、(2)の検査で陰性が確認されるまで、法第32条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。
また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
 ① 生きた家畜
 ② 生乳（臨床検査で異状が確認されず、遺伝子検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。）
 ③ 当該農場で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って63日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
 ④ 家畜の死体
 ⑤ 家畜の排せつ物等
 ⑥ 敷料、飼料及び家畜飼養器具
- 2 移動制限区域内の周辺農場の検査**
- (1) 発生状況確認検査
都道府県は、牛肺疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。
 ① 電話調査
都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除されるまでの間、隨時行う。
 ② 立入検査
都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径1km以内の区域にある農場（鹿にあっては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満24か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。）にあっては、満17か月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては200頭以上、牛（月齢が満4か月以上満24か月未満（肥育牛にあっては、満4か月以上満17か月未満）のものに限る。）及び鹿にあっては3,000頭以上飼養する農場をいう。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体（血液並びに死亡家畜の肺及び近傍リンパ節）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。
- (2) 清浄性確認検査
第9の1により設定した制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後52日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（鹿にあっては、6頭以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を実施するための検体（血液）を採材し、動物衛生研究部門に送付する。
- 3 動物衛生研究部門による検査**
動物衛生研究部門は、1の(2)及び2の(2)により都道府県から検体の送付があった場合には血清抗体検査を行い、2の(1)により都道府県から検体の送付があった場合には遺伝子検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について、動物衛生課に報告する。

4 1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

- (1) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果について、第5の判定を行う。
- (2) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果並びに(1)において行う第5の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は特定家畜伝染病緊急防疫指針の策定を行う。

5 検査員の遵守事項

1の疫学調査及び2の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- (1) 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、1の疫学調査又は2の検査において、農場に立ち入らないこと。ただし発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。
- (2) 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
- (3) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- (4) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (5) 立ち入った農場の家畜について1の(2)又は2で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

6 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

- (1) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果及び第1の3の(2)によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。
- (2) 都道府県は、(1)の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ牛肺疫がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。
 - ① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
 - ② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
- (3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第13 ワクチン（法第31条）

現行のワクチンは、牛肺疫の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、牛肺疫の発生又は流行を見逃すおそれが生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。

国際獣疫事務局（OIE）も、「アフリカ等のまん延地帯ではワクチンの使用は極めて有効であるが、清浄国ではサーベイランスの阻害要因となるので使用すべきではない」としている。このため、ワクチンは、原則として使用しない。

第14 消毒薬

牛肺疫の病原体は、マイコプラズマであることから、次亜塩素酸ナトリウムなど日常使用している消毒薬が有効である。

第15 家畜の再導入

口蹄疫防疫指針第15を準用する。

第16 発生の原因究明

口蹄疫防疫指針第16を準用する。

第4章 その他

第17 その他

口蹄疫防疫指針第25を準用する。

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第6項の規定に基づき、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部を令和2年7月1日付けで次のように変更したので、同条第1項の規定に基づき、公表する。

令和2年7月1日

農林水産大臣 江藤 拓

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文

- 1 口蹄疫は、国際連合食糧農業機関（F A O）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 口蹄疫は、その病原体の伝播力の強さから、ひとたびまん延すれば、
 - (1) 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
 - (2) 国民への畜産物の安定供給を脅かし、
 - (3) 地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与える、
 - (4) 国際的にも、口蹄疫の非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。
- 3 現在、我が国の近隣諸国においては、口蹄疫の発生が継続して確認されており、国際的な人及び物の往来が急速に増加している状況を踏まえると、今後も我が国に口蹄疫が侵入するリスクは高い。
- 4 このため、国民、日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に口蹄疫ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜（飼養されている牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
- 5 なお、本指針については、海外における口蹄疫の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、隨時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1章 基本方針

第1 基本方針

- 1 口蹄疫の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。
- 2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国への口蹄疫ウイルスの侵入を防止するため、家畜及び畜産物をはじめとした家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。

3 家畜の所有者は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、家畜の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのために重要なのは、家畜の健康観察と記録、口蹄疫が疑われる場合の届出の習慣化・確実な実行、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての家畜の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

(1) 農林水産省は、都道府県や家畜の所有者、飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係団体等に対し必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する口蹄疫に関する研究を推進する。

(2) 都道府県は、平時から、家畜の所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、発生時に備えた準備を行うことに加え、特に次のように飼養衛生管理に係る指導等を行うことに留意して、口蹄疫の発生予防を徹底する。

① 家畜の所有者による飼養衛生管理基準の遵守状況を、法第12条の4に基づく定期の報告はもとより、その他の機会も活用し的確に把握する。

② ①の結果、従前の発生事案に係る疫学調査において指摘された項目等に照らして、遵守の状況に不十分な点があること等を確認した場合は、その改善又は是正のため、法第12条の5及び第12条の6に基づく家畜の所有者への指導及び助言、勧告、命令等の必要な措置を確実に実施する。

③ ②により必要な措置を実施した場合は、改善又は是正の状況を立入り等によって確認する。状況の確認によつてもなお、不十分な点が確認される場合は、②により必要な措置を更に実施する。

④ ②又は③により必要な措置を実施した場合は、改善又は是正の状況も含め、遅滞なく農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）へ報告する。なお、報告を受けた動物衛生課は、法第12条の7に基づき、報告を受けた事項について都道府県ごとに整理の上、農林水産省ウェブサイトに公表し、必要に応じて都道府県の実施した措置について検証を行う。

(3) 市町村及び関係団体等は、都道府県の行う家畜の所有者等への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、家畜の所有者に必要な支援を行う。

(4) 飼料の製造・販売業者や家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場や化製処理施設等の所有者などの畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延の防止のための措置に協力する。

4 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された家畜が飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第12の1に基づく疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

(1) 農林水産省は、初動防疫対応等を定めた防疫方針（第6の2の(1)の防疫方針をいう。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を関係府省庁の協力を得て支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てる。

(2) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、第12の1に基づく疫学調査により疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視する。

(3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体等に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

5 なお、国は、あらかじめ定めた4の(1)の防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農村・政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第3条の2第2項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第2章 発生予防対策

第2 平時からの取組

1 農林水産省の取組

(1) 諸外国や国際獣疫事務局（OIE）等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。

(2) 口蹄疫の特徴、農場（家畜の飼養農場に限る。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点及び発生時に想定される防疫措置について、家畜の所有者や飼養衛生管理者、関連団体等に情報提供するとともに、これらの情報を分かりやすくまとめ、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。

(3) 空海港における家畜及び畜産物の輸入検疫並びに入国者又は帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、口蹄疫ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、口蹄疫の発生国からの入国者又は帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。

(4) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。

(5) 定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図る。

2 都道府県の取組

(1) 1の(1)により提供を受けた発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての家畜の所有者、関係団体等に周知する。

(2) 外国人労働者、外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の内容について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。また、口蹄疫の発生国からの入国者が訪れる可能性の高いホテル、ゴルフ場等の施設に対して、出入口での消毒を行いうよう要請する。

(3) 家畜の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じた防疫作業への理解及び協力を得るために、家畜の所有者（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。

① 法第51条に基づく農場への立入検査（原則として、年1回以上実施する。）

② 研修会の開催

(4) 農場に入りする関連事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、家畜市場等の家畜を集合する場所、と畜場や化製処理施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。

- (5) 第9の1の(1)又は第21の1の移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、口蹄疫が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地等の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。
- (6) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、発生時の役割を見据え、防疫に必要な人員を確保するとともに、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理、衛生資材、薬品等の備蓄、特殊自動車（重機やフォークリフト等をいう。以下同じ。）及びこれを操縦する者等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行なう。また、発生時に円滑かつ的確に防疫作業が実施できるよう、可能な限り、資材や特殊自動車及びこれを操縦する者の調達に関する防疫協定等の締結を進める。
- (7) 家畜の所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合は、次の措置を講ずる。
- ① 当該家畜の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。
 - ② 市町村、関係機関及び関係団体等と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第21条第7項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
 - ③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について、焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整する。なお、当該調整が困難な場合は、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討する。
 - ④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。
- 3 市町村及び関係団体の取組
- (1) 1及び2に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
 - (2) 家畜の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。
- 4 関連事業者の取組
- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じる。
 - (2) 1から3に規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。
- 第3 発生に備えた体制の構築・強化**
- 1 農林水産省の取組
- (1) 発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む家畜防疫員の人材育成を支援する。
 - (2) 発生時に各種検査や防疫作業に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑かつ安定的に行われるよう、体制を構築する。
 - (3) 口蹄疫ウイルスには様々な血清型があり、同じ血清型であっても流行株の変異が進めばワクチンの効果が期待できなくなることがあるため、周辺国で分離されたウイルスに対する有効なワクチン等の情報を収集した上で、必要な事態になったときに活用できる可能性の高いワクチンを検討し、必要十分な量を備蓄する。
また、現在の口蹄疫ワクチンでは、
 - ① 備蓄しているワクチンが常に有効であるとは限らないこと
 - ② 感染の完全防御はできないといった性能の限界があること
 等について十分周知する。
 - (4) 豚に感染した場合に排出されるウイルス量を軽減する抗ウイルス資材についても、必要十分な量を備蓄する。
- 2 都道府県の取組
- (1) 家畜の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急的に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行うとともに、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、家畜の取扱いに慣れた保定者や特殊自動車を操縦する者のリストアップを行う。また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。

- (2) 発生時には、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の家畜の飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。
- (3) 発生時に近隣都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図るとともに、発生農場等において防疫措置を指揮できる家畜防疫員の育成に努める。また、家畜市場等の家畜を集合させる催物やと畜場等の施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの催物・施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。
- (4) 発生時には、発生地域の家畜の所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることとなることから、総務部局、精神保健主管部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的に対応できるよう努める。
- (5) 近年、畜産経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、口蹄疫の発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。
- (6) 都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。
- 3 市町村及び関係団体の取組**
- (1) 1及び2に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
 - (2) 家畜の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。
- 4 関連事業者の取組
- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じる。
 - (2) 1から3までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。
- 第3章 まん延防止対策**
- 第1節 家畜における防疫対応
- 第4 異常家畜の発見及び検査等の実施
- 1 家畜の所有者等から届出を受けたときの対応
- 都道府県は、家畜の所有者、獣医師等から、口蹄疫を疑う症状（以下「臨床症状」という。）を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）を発見した旨の届出を受けた場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。
- また、届出者等に対し、当該農場の家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。
- 2 都道府県による臨床検査
- (1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常家畜及び同居家畜の鼻、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等（以下「好発部位」という。）を中心とした徹底した臨床検査（体温測定を含む。）を行う。
- その際、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は、症状が明確な数頭）の病変部位及び病変の好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影し、病性等の判定等に資するため、畜舎内の状況についても撮影する。
- また、家畜防疫員は、好発部位に水疱が確認された場合等には、必要に応じて、口蹄疫ウイルスの抗原を特異的に検出するキット（以下「抗原検出キット」という。）を使用する。
- (2) 家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状等に関する報告、撮影した写真及び抗原検出キットを使用した場合はその結果を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。

- (3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、異常家畜の写真、症状、同居家畜の状況、抗原検出キットを使用した場合はその結果等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。
- ① 39.0°C以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）がある（鹿にあっては、39.0°C以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等がある）。
 - ② 同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、複数の家畜の口腔内等に水疱等がある）。
 - ③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（一の畜房につき一の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡する。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
 - (4) 動物衛生課は、(3)により報告（抗原検出キットの結果を含む報告を除く。）があった場合には、送付された情報を踏まえ、都道府県畜産主務課に対し、必要に応じて、抗原検出キットを使用する旨を指示する。また、都道府県畜産主務課は抗原検出キットの結果について、動物衛生課に報告する。
 - (5) 動物衛生課は、(3)及び(4)の報告を踏まえ、3により検体の提出を求める。必要に応じて、7により経過観察する旨を指示する。

3 検体の送付

2の(2)の報告等により、2の農場で飼養されている家畜が次のいずれかに該当する場合には、都道府県は、当該家畜の口腔内等における水疱等から採取した水疱液、水疱上皮、病変部スワブ、当該家畜の血液等を検体として、適切に採材し、動物衛生課とあらかじめ協議の上、当該検体を動物衛生研究部門に搬入する。

- (1) 特定症状を呈している家畜が複数の畜房内で確認された場合
- (2) 一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、特定症状を呈している家畜が隣接する複数の畜房内で確認された場合
- (3) 抗原検出キットにおいて陽性と判定された場合
- (4) 動物衛生課が検体の提出を求めた場合

4 農場における措置

- (1) 都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、2の農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。
 - ① 法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
 - ア 生きた家畜
 - イ 生乳
 - ウ 当該農場で採取された精液及び受精卵等
 - エ 家畜の死体
 - オ 家畜の排せつ物等
 - カ 敷料、飼料及び家畜飼養器具
 - ② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
 - ③ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。
 - ④ 当該農場を中心とした半径10km以内の区域の農場について、①に掲げるもの（イについては半径1km以内の区域にある農場で搾乳されたものに限る。）の移動自粛等の必要な指導を行う。

(2) 都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、速やかに、当該農場に関する過去21日間の次の疫学情報を収集し、第5の2の(2)の疑似患畜及び第12の1の(2)の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

- ① 家畜の移動履歴
- ② 当該農場に出入りしている次の人の出荷先及び車両の移動範囲及び入退場履歴
 - ア 農場作業者、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者
 - イ 家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両
- ③ 堆肥の出荷先
- ④ 精液及び受精卵等の出荷先
- ⑤ 紙と飼料の情報

5 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも6により動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

- (1) 当該農場における畜舎等の配置の把握
- (2) 周辺農場における家畜の飼養状況の整理
- (3) 家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国、他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）
- (4) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）
- (5) 消毒ポイントの設置場所の選定
- (6) 当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡

6 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、3により都道府県から検体の搬入があった場合には、病変のステージに応じた方法（抗原検査（ウイルス分離検査、RT-PCR検査等の遺伝子検査等をいう。以下同じ。）及び血清抗体検査）により検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

7 経過観察

都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合であって、動物衛生課が4の(1)の①及び④、4の(2)並びに5の措置を講ずる必要がないと判断したときには、次の措置を講ずる。

- (1) 当該農場について、特定症状の確認から最長2週間、次の措置を講ずる。
なお、病変の状態、同居家畜の飼養状況等に応じて、動物衛生課と協議の上、措置内容又は当該期間の変更を行うことができるものとする。
 - ① 飼養衛生管理基準に基づき、特定症状が確認された場合の出荷及び移動の停止の遵守を指導すること（必要に応じて、4の(1)の①に準じた移動制限措置を講ずること）
 - ② 4の(1)の②及び③の措置を講ずること
 - ③ 家畜の所有者又は民間獣医師の協力を得て、特定症状を呈している家畜及び当該患畜と同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、当該家畜の畜房と隣接する畜房内）の家畜の臨床症状の有無、体温等を毎日確認すること
- (2) (1)の③により、特定症状を呈している家畜の異状の変化を認めた場合又は当該家畜と同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、当該家畜の畜房と隣接する畜房内）の家畜に臨床症状を認めた場合には、直ちに1に準じた対応をとる。
- (3) 一般病性鑑定のための検体は、原則として(1)の措置の終了後に採材するが、直ちに実施する必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、実施する。
なお、その際には、病原体の散逸防止に細心の注意を払う。

8 その他

1から7までの措置は、家畜の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、都道府県は、と畜場、家畜市場等から異常家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講ずる。なお、当該家畜が当該と畜場等の所在する都道府県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講ずる。

第5 病性等の判定

農林水産省は、次の1及び2により病性等の判定を行うものとする。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

- (1) 病変部位の写真、疫学情報及び第4の6により動物衛生研究部門が行う抗原検査及び血清抗体検査の結果又は第4の7の経過観察の結果に基づき、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第9の1の(1)の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第12の1の(2)の疫学関連家畜について、病変部位の写真から口蹄疫に特有の臨床症状を明確に確認できる場合又は抗原検出キットにより陽性と判定された場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、遺伝子検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。
- (2) (1)の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究部門が行う抗原検査又は血清抗体検査により陽性の結果が出た場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) 患畜

- ① ウイルス分離検査により、口蹄疫ウイルスが分離された家畜
- ② 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により口蹄疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜
- ③ 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により口蹄疫ウイルスに対する抗体が検出された家畜

(2) 疑似患畜

- ① 患畜が確認された農場で飼養されている家畜（と畜場、家畜市場等で患畜が確認された場合にあっては、当該確認時に当該と畜場、家畜市場等で当該患畜と同居している家畜及び当該患畜の出荷農場において飼養されている家畜）
- ② 第9の1の(1)の移動制限区域内の農場又は第12の1の(2)の疫学関連家畜を飼養する農場において、口蹄疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び抗原検出キットにより陽性と判定された家畜並びにこれらの家畜が確認された農場で飼養されている家畜
- ③ 患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症した日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に、当該患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家畜

④ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜

⑤ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵等を用いて人工授精又は受精卵移植等を行った家畜

⑥ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第5の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

- ① 当該家畜の所有者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他関係団体等
- ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
- ⑤ 近隣の都道府県

(2) (1)の場合、都道府県は、当該農場から半径10km以内の農場その他都道府県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。

(3) (2)により情報を提供する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が口蹄疫のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(4) 都道府県は、家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家畜の所有者及び第4の5の(6)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家畜の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

- ① (1)の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
- ② (1)の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
- ③ と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
- ④ 小委に設置する疫学調査チーム

- (3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県の防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混亂することのないよう留意する。

3 報道機関への公表等

- (1) 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1)による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に実行する。
- (3) (1)による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- (4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
- (5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - ② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 都道府県は、第4の5で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。
- (2) 当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人畜産改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

第 7 発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。
- (2) 発生農場等への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、網を張る等の方法により閉鎖する。
- (3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場の外縁部及び畜舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤及び殺虫剤等の散布等により、農場外への病原体拡散防止措置を行う。また、発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場（第12の2の(1)の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び畜舎周囲への消石灰の散布等を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

- (4) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、(3)の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。

- (5) 臨床症状が確認されている家畜のと殺を優先して行う。また、複数の畜種について、と殺を行う必要がある場合には、豚を優先する。

- (6) 畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。

- ① 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。
- ② 家畜が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

- (7) と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺等の方法により迅速に行う。特に、豚のと殺については、電殺や二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、家畜の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

- (8) 抗ウイルス資材が豚にのみ効果があることを踏まえ、豚の大規模飼養農場で口蹄疫が発生し、当該農場における迅速なと殺の実施が困難な場合には、動物衛生課と都道府県畜産主務課が協議し、当該農場の飼養豚に、抗ウイルス資材を投与する。

この場合、農林水産省は、と殺が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確保する。また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。

- (9) 都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時又はと殺前に発症している家畜の場所や頭数を記録するとともに、当該家畜の病変部位（特に、発症後の経過時間が最も長いと考えられる病変部位）を鮮明に撮影し、速やかに動物衛生課に送付する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家畜を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

- (10) 都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。

2 死体の処理（法第21条）

- (1) 患畜又は疑似患畜の死体は、原則として、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、1の(3)の発生農場における措置が完了してから72時間以内に、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。

- (2) 農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 当該死体を十分に消毒する。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

- ④ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

- ⑥ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

- ⑦ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。

- ⑧ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

- ⑨ 移動経路を記録し、保管する。

- (3) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては(2)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(2)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(1)の場所に行う。
- (4) 焚却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焚却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
- ① 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - ② 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ③ 死体の焚却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。
 - ④ 焚却又は化製処理が完了し、設備、資材及び③の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。
- 3 汚染物品の処理（法第23条）**
- (1) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生の偶蹄類動物（以下「野生動物」という。）等が接触しないよう隔離及び保管する。
 - ① 生乳、精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあっては、病性等判定日から遡って21日の日より前に採取され、区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたものを除く。）
 - ② 排せつ物
 - ③ 敷料
 - ④ 飼料
 - ⑤ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品
 - (2) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。
 - ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ③ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - ⑤ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑦ 移動経過を記録し、保管する。
 - (3) 焚却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焚却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
 - ① 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - ② 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ③ 汚染物品の焚却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

4 畜舎等の消毒（法第25条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、口蹄疫ウイルスが酸（pH6.0以下）又はアルカリ（pH9.0以上）によって感染性を速やかに失うことを踏まえ、強いアルカリ性又は酸性を有する炭酸ナトリウム（炭酸ソーダ）、消石灰等を用いて行う。

5 畜舎等における殺鼠剤、殺虫剤等の散布等

病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等と併せて、はえ等の駆除及び口蹄疫ウイルスを伝播する可能性がある昆虫等の散逸を防ぐために、畜舎を中心、殺虫剤（フェニトロチオン製剤、トリクロロホン製剤、プロペタンホス製剤、カルバリル製剤等）を散布する。

6 家畜の評価

- (1) 家畜の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該家畜が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。
- (2) 評価額の算出は、原則として、当該家畜の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該家畜の泌乳量、体型、産歴、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
- (3) 家畜の所有者等は、と殺に先立ち、家畜の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体）ごとに、当該家畜の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。
- (4) 農林水産省は、都道府県において家畜の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払いを行う。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 1 都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、口蹄疫の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
- 2 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- 3 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するよう努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

(1) 移動制限区域

- ① 都道府県は、第5の2により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（4に掲げるものをいう。（2）、5の（3）及び5の（4）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下第1節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても口蹄疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

② 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第4の4の(2)に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、家畜の飼養密度に応じ、半径10kmを超えて移動制限区域を設定する。

この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

(2) 搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径20km以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、(1)の②の場合には、移動制限区域の外縁から10km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

(3) 家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する家畜が第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

① 当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径1km以内の区域について、移動制限区域として設定する。

② 当該家畜の出荷元の農場を中心として、原則として(1)及び(2)と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

(4) 制限区域の設定方法

① 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適切なものに基づき設定する。

② 制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

③ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア 制限区域内の家畜の所有者、市町村及び関係機関への通知

イ 報道機関への公表等を通じた広報

ウ 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示

(5) 家畜の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

(6) 制限区域内の農場への指導

都道府県は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生動物等の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。

2 制限区域の変更

(1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

(2) 制限区域の縮小

発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径5kmまで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から10km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

3 制限区域の解除

制限区域は、次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(1) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第12の2の(2)の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

(2) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) 生きた家畜

(2) 発生農場及び発生農場から半径1km以内の区域にある農場（第12の2の(1)の発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳

(3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って21日の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(4) 家畜の死体

(5) 家畜の排せつ物等

(6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

5 制限の対象外

(1) 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料又は飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行う目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 移動当日に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。

イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

キ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ケ 移動経路を記録し、保管する。

③ 焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 死体等の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

(2) 制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の③の措置を講ずる。

(3) 制限区域外の家畜等の通過
制限区域外の農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(4) その他
(1)から(3)までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内(発生農場から半径5km以内の区域を除く。)への家畜等の移動に関する制限の対象外を設けることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

第10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 移動制限区域内の制限

(1) 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。
 ① と畜場（食肉加工場を除く。）におけると畜
 ② 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
 ③ 家畜の放牧

(2) 都道府県は、移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させるものとする。

2 搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における次の催物の開催等を停止する。
 (1) 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
 (2) 家畜の放牧

3 制限の対象外

原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（発生農場から半径5km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、農場からと畜場に直行する家畜のみとする。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

1 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場から概ね半径1kmの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。

(1) 道路網の状況
 (2) 一般車両の通行量
 (3) 畜産関係車両の通行量
 (4) 山、河川等による地域の区分

3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) 疫学調査の実施方法

都道府県は、第4の4の(2)による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある家畜（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

(2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から⑤までのいずれかに該当する家畜であることが明らかとなつたものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに臨床検査を行う（(1)又は2の(1)の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く。）。

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から14日を経過した後に、血清抗体検査を行うための血液を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、14日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

- ① 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家畜
- ② 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（第5の2の(2)の②に掲げる家畜に限る。）と接触した家畜
- ③ 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜又は疑似患畜（第5の2の(2)の②に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵等を用いて人工授精又は受精卵移植等を行った家畜
- ④ 第5の2の(2)の④から⑥までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜
- ⑤ その他、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に入りした人、物又は車両が当該入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に入りした場合や他の農場の家畜や車両がと畜場等において発生農場からの出荷家畜や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある家畜が飼養されている当該他の農場の家畜

(3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断されてから、(2)の検査で陰性が確認されるまで、法第32条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

- ① 生きた家畜
- ② 生乳（臨床検査で異状が確認されず、遺伝子検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。）
- ③ 当該農場で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ④ 家畜の死体
- ⑤ 家畜の排せつ物等
- ⑥ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、口蹄疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

① 電話調査

都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、直ちに、市町村と協力し、少なくとも移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除されるまで時間、隨時行う。

② 立入検査

ア 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径1km以内の区域にある農場(鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。)及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場(牛(月齢が満24か月以上(肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。)にあっては、満17か月以上)のものに限る。)及び水牛にあっては200頭以上、牛(月齢が満4か月以上満24か月未満(肥育牛にあっては、満4か月以上満17か月未満)のものに限る。)、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上飼養する農場をいう。)に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体(鼻腔スワブ及び血液)を探材し、動物衛生研究部門に送付する。

イ 都道府県は、アの検査に引き続き、移動制限区域内の農場(鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。)のうち当該検査の対象外となったものに立ち入り、臨床検査を行う。臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を行う必要があると判断したとき又は動物衛生課から検体送付の指示があったときは、検体(鼻腔スワブ及び血液)を探材し、動物衛生研究部門に送付する。なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に行う。

(2) 清浄性確認検査

第9の1により設定した制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場(鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養するものに限る。)に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を行うための検体(血液)を探材し、動物衛生研究部門に送付する。

3 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1の(2)及び2の(2)により都道府県から検体の送付があった場合には血清抗体検査を行い、2の(1)により都道府県から検体の送付があった場合には遺伝子検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について、動物衛生課に報告する。

4 1の(2)又は2で異状又は陽性が確認された場合の対応

(1) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果に基づき、第5の判定を行う。

(2) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果並びに(1)において行う第5の2の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

5 検査員の遵守事項

1の疫学調査及び2の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- (1) 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、1の疫学調査及び2の検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。
- (2) 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
- (3) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
- (4) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (5) 立ち入った農場の家畜について1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

6 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認(法第34条の2)

- (1) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1の3の(2)によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。
- (2) 都道府県は、(1)の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ口蹄疫がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。
 - ① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
 - ② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
- (3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第13 緊急ワクチン(法第31条第1項)

1 現行のワクチンは、口蹄疫の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、口蹄疫の発生又は流行を見逃すおそれが生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における口蹄疫の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速な殺戮を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

- 2 農林水産省は、ワクチン接種が必要となる場合に備え、患畜又は疑似患畜の判定後速やかに、その原因ウイルスの血清型及び遺伝子の配列情報の分析結果等に基づき、当該ウイルスに対する備蓄ワクチンの有効性について、判定する。
- 3 備蓄ワクチンが有効と考えられる場合は、第14に定めるところにより使用する。
- 4 農林水産省は、ワクチンについて、諸外国での使用事例等の国際的な情勢も踏まえ、更に研究、検討を進める。

第14 予防的殺処分(法第17条の2)

1 予防的殺処分の実施の判断

- (1) 予防的殺処分は、口蹄疫に感染していない健康な家畜を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合や同処分がまん延防止のため最も効果的であることが明らかな場合の措置として、実施する。

- (2) このため、農林水産省は、①又は②の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限等のまん延防止対策では、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、予防的殺処分の実施を決定し、原則として、発生農場又は陽性となった野生動物が確認された地点等を中心とした半径500mから3km以内の区域の中で、指定地域を設定する。その際、農林水産省は、当該指定地域を農林水産省ウェブサイトへの掲載により、公示する。
- なお、①又は②の検討に当たっては、第12の1及び2の調査の結果等を参考とする。
- ① 家畜における要素
 - ア 予防的殺処分以外の防疫措置の有効性
 - イ 感染の急速な広がり
 - ウ ウイルス浸潤状況
 - ② 野生動物における要素
 - ア 予防的殺処分以外の防疫措置の有効性
 - イ 感染の急速な広がり
 - ウ ウイルス浸潤状況
 - エ 野生動物の状態（病変、検査結果等）
 - オ 環境要因（野生動物の生息状況、周辺農場数、家畜飼養密度、地理的状況等）
 - カ 周辺農場の飼養衛生管理の状況
- (3) また、予防的殺処分の実施を決定する場合には、殺処分措置に必要な防疫体制、備蓄ワクチンの有効性等を考慮した上で、予防的殺処分の対象家畜へのワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無についても、併せて決定する。
- 2 指定地域の変更
農林水産省は、必要に応じて、1の(2)で設定した指定地域の範囲を拡大することができる。
 - 3 指定地域の解除
農林水産省は、1の(2)で設定した指定地域内の予防的殺処分が終了した場合、又は他の対策を講じる方が効果が高いと判断される場合は、当地域の指定の全部又は一部を解除する。
 - 4 予防的殺処分の実施手順等
 - (1) 農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。
 - ① 実施時期
 - ② 実施地域
 - ③ 対象家畜
 - ④ ワクチン接種及び抗ウイルス資材の投与の有無（実施する場合には、これらの実施時期、実施範囲、対象家畜等）
 - ⑤ その他必要な事項
 - (2) 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに予防的殺処分を実施する。予防的殺処分と併せてワクチン接種を実施する場合には、農林水産省は、必要十分な量のワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲りし、又は貸し付ける。
 - (3) 農林水産省は、ワクチン及び注射関連資材を譲りし、又は貸し付ける場合、予防的殺処分が完了するまで投与できる量の抗ウイルス資材を確保する。また、耐性ウイルスの出現を防止するため、長期の連続使用は避ける。
 - (4) 予防的殺処分は、第7の1に規定すると殺に準じて行う。また、第7の6に規定する方法を参考に、予防的殺処分の対象となる家畜の評価を行う。
この場合、当該家畜の評価については、当該家畜を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とする。

第15 家畜の再導入

1 導入前の検査

都道府県は、家畜の再導入を予定する発生農場、予防的殺処分実施農場及びワクチン接種農場を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、

飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日家畜の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導する。

2 導入後の検査

都道府県は、家畜の再導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入した家畜の臨床検査を行う。

また、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

第16 発生の原因究明

1 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する疫学情報の収集、家畜、人（農場作業者、獣医師、家畜人工授精師、剖蹄師等家畜に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料の給与状況（輸入飼料の利用有無等）、関係者の海外渡航歴、物品の移動、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。

2 小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な助言及び指導を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。

第2節 野生動物における防疫対応

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

1 口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、野生動物において、口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該野生動物（2において「感染疑い野生動物」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、2の準備を進める（既に農場における発生に伴う場合はこの限りではない。）。

また、併せて、第4の3に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う抗原検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

- (1) 感染疑い野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域に所在する農場の戸数及び飼養頭数の確認
- (2) 感染疑い野生動物が確認された地点周辺の農場で口蹄疫が発生する場合に家畜のと殺等の防疫措置を実施するために必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。）
- (3) 感染疑い野生動物が確認された地点周辺の農場における埋却地又は焼却施設等の確保状況（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）の確認
- (4) 消毒ポイントの設置場所の選定
- (5) 感染疑い野生動物が確認された地点の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体等への連絡
- (6) 感染疑い野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域の農場の家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導
- (7) 感染疑い野生動物が確認された地点周辺における防護柵等による囲い込みの実効性の確認及び野生動物の個体数の削減に向けた体制の確認

3 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1により都道府県から検体の送付があった場合には、病変のステージに応じた方法（抗原検査及び血清抗体検査）により検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

第18 病性の判定

農林水産省は、第17の1により必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は動物衛生研究部門で行う抗原検査及び血清抗体検査の結果を踏まえ、病性を判定する。ただし、これにより陽性であると判定された野生動物が確認された地点周辺の地域において、既に口蹄疫ウイルスに感染した野生動物が確認されている場合は、動物衛生研究部門の検査結果を待たずに臨床検査により判定する。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

第19 病性判定時の措置**1 関係者への連絡**

- (1) 都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び当該野生動物を確認した地点について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。
 - ① 当該都道府県内の家畜の所有者及び飼養衛生管理者
 - ② 当該都道府県内の市町村
 - ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体等
 - ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
 - ⑤ 近隣の都道府県
- (2) (1)により情報を提供する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が口蹄疫のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。
- (3) 都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陰性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を第17の2の(5)及び(6)に規定する者に連絡する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

- (1) 農林水産省は、野生動物において口蹄疫が陽性であると判定後、速やかに、農林水産省対策本部を開催し、防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、必要に応じて次の職員等を発生都道府県に派遣する。
 - ① (1)の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
 - ② (1)の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学や野生動物等の専門家
- (3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、都道府県対策本部を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。

(8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

3 報道機関への公表等

- (1) 第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1)による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に実行する。
- (3) (1)による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。
- (4) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - ② 野生動物が確認された地点には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

第20 通行の制限又は遮断（法第10条及び第25条の2第3項）

1 都道府県又は市町村は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であるとする旨の連絡を受けた後、当該野生動物が確認された地点周辺の環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、(1)又は(2)の期間を定め、当該地点周辺への不要・不急の立入りの制限（当該地域で行う経済活動や観光活動等を含む。）や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

なお、当該措置を講じる場合は、当該地点を管轄する警察署等と事前に必要な協議・調整を行うものとする。

- (1) 当該地点を中心とした半径3km以内の区域の家畜を飼養する農場に対し、発生予防対策のために1の措置を講じる場合：法第10条第3項に基づき、72時間を超えない期間
- (2) (1)と同じ区域において家畜を飼養する農場は無いが、病原体の拡散防止のために1の措置を講じる場合：法第25条の2第3項に基づき、病原体の浸潤状況等が判明するまでの間を最大とした期間
- 2 野生動物における感染状況等から、通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、まん延防止の観点から、適切な制限を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- 3 家畜伝染病予防法施行令第3条又は第7条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第21 移動制限区域の設定（法第32条）**1 移動制限区域の設定**

都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（7に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第2節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第18の判定前であっても、口蹄疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

2 移動制限区域の設定方法

- (1) 移動制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

- (2) 移動制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
- (3) 移動制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。
- ① 移動制限区域内の家畜の所有者、市町村及び関係機関への通知
 - ② 報道機関への公表等を通じた広報
 - ③ 主要道路と移動制限区域との境界地点での標示
- 3 家畜の所有者への連絡**
- 都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び第24の1の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。
- 4 移動制限区域内の農場への指導**
- 都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合は、移動制限区域内の全ての家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生動物等の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。
- 5 移動制限区域の変更**
- (1) 移動制限区域の拡大
野生動物における感染の確認状況等から、移動制限区域外の家畜での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を拡大する。
 - (2) 移動制限区域の縮小
野生動物における感染の確認状況等から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなってきたときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径3kmまで縮小することができる。
- 6 移動制限区域の解除**
- 移動制限区域は、野生動物における浸潤状況、周辺農場における感染防止対策の実施状況等から、家畜への感染リスクが無視できると考えられる場合は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、解除又は制限措置の一部の解除をする。
- 7 移動制限の対象**
- 移動制限の対象は、次に掲げるものとする。
- (1) 生きた家畜
 - (2) 当該野生動物が確認された地点から半径1km以内の区域にある農場（第24の1の検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
 - (3) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
 - (4) 家畜の死体
 - (5) 家畜の排せつ物等
 - (6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）
- 8 移動制限の対象外**
- (1) 移動制限区域内の家畜の死体、排せつ物、敷料及び飼料等の処分のための移動
家畜防疫員が飼養されている家畜に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な施設に家畜の死体等を移動させることができる。
 - ① 移動する際の措置
 - ア 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の家畜に異状がないことを確認すること。

- イ 原則として、移動する死体等には消毒薬を散布し、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これら密閉車両等が確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。
- ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。
- エ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。
- オ 複数の農場を経由しないこと。
- カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒すること。
- キ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示すること。
- ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。
- ケ 移動経過を記録し、保管すること。
- ② 焚却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行う場合の措置
- ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。
- イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。
- ウ 死体等の焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒すること。
- (2) 移動制限区域外の家畜の死体の処分のための移動
移動制限区域外の農場の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。
この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の②のアからウまでの措置を講ずる。
- (3) 移動制限区域外の家畜等の通過
移動制限区域外の農場の家畜等について、移動制限区域を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を通過させることができる。
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- (4) その他
- (1)から(3)までに規定するもののほか、原則として、移動制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（発生農場から半径5km以内の区域を除く。）への家畜等の移動に関する制限の対象外を設けることができる。
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- 第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）**
- 1 移動制限区域内の制限**
- (1) 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。
 - ① と畜場（食肉加工場を除く。）におけると畜
 - ② 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
 - ③ 家畜の放牧

(2) 都道府県は、移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ぜるとともに、必要に応じ消毒設備を設置させるものとする。

2 制限の対象外

原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該21日間経過後、発生状況・移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘査して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内（第18により口蹄疫が陽性であると判定された野生動物の確認地点を中心とした半径5km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができる。ただし、と畜する家畜は、制限区域外の農場からと畜場に直行する家畜のみとする。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

3 家畜集合施設以外の関連事業者における消毒の徹底

都道府県は、1に掲げる家畜集合施設以外の移動制限区域内に所在する関連事業者に対し、口蹄疫のまん延を防止するため、必要があるときは、消毒を徹底するよう指導する。

第23 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

1 都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、ウイルスの拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。

2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、第18により陽性であると判定された野生動物が確認された地点周辺の山道の出入口、近隣の農場周辺、移動制限区域の境界その他の場所を中心に選定する。また、家畜において発生があった場合は、その都度、設置場所を見直す。

- (1) 山道・道路網の状況
- (2) 人・一般車両の通行量
- (3) 畜産関係車両の通行量
- (4) 山、川等による地域の区分

3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを複数か所設置する等の措置を講じる。

なお、第18により陽性であるとの判定された野生動物が確認された地点周辺の山道等に消毒ポイントを設置する場合は、ウイルスの野生動物への拡散を防ぐため、当該地点を通過する人の消毒を徹底する。

第24 ウィルスの浸潤状況の確認等

1 ウィルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。

2 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1により都道府県から検体の送付があった場合には抗原検査及び血清抗体検査を行う。また、それらの結果について、動物衛生課に報告する。

3 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、1により陽性と判定された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、獣友会等の関係者に対し、協力を要請する。

4 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

(1) 都道府県は、第18により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1の3の

(2) によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、移動制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

(2) 都道府県は、(1)の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ口蹄疫がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項

② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

(3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第4章 その他

25 その他

1 種雄牛など遺伝的に重要な家畜を含め、畜産関係者の保有する家畜について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種畜の分散配置等により、日頃からリスク分散を図る。

2 農林水産省消費・安全局長は、防疫措置の実施に関する具体的なマニュアルを定めるとともに、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。

3 農林水産省は、口蹄疫の研究・検査手法の開発動向を注視し、防疫措置の改善に寄与する研究開発を強力に進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。

4 都道府県は、口蹄疫が終息した後も、家畜の所有者や防疫措置従事者の精神的ストレスが持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第6項の規定に基づき、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部を令和2年7月1日付けで次のように変更したので、同条第1項の規定に基づき、公表する。

令和2年7月1日

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文

1 ぶたねつ 豚熱は、国際連合食糧農業機関（F A O）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。

2 我が国においては、かつて、豚熱は全国的にまん延していたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発されたワクチンの普及により、平成4年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成18年4月からはワクチン使用を完全に中止した。この結果、我が国は平成19年4月1日に国際獣疫事務局（以下「O I E」という。）の規約に定める豚熱清浄国を宣言し、平成27年には清浄国の認定を受けた。

農林水産大臣 江藤 拓

- 3 しかし、平成30年9月9日、我が国において26年振りに豚熱が発生し、令和2年4月1日現在、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県及び沖縄県の豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場において58例の発生が確認されている。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務である。このため、令和元年10月15日、本指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国ステータスは、現在、一時停止中であるが、令和2年9月には失われる見込みである。
- 4 野生いのししにおける感染拡大については、「豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめ」（令和元年8月8日農林水産省拡大豚コレラ疫学調査チーム）において、農場へのウイルスの侵入に野生いのししが大きく関与していることが示唆されており、その対応が最重要課題の一つとなっている。このため、行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体が連携して、野生いのししの個体数の削減、経口ワクチンの散布等の野生いのしし対策を強力に推進し、豚等への感染リスクを低減させる必要がある。
- 5 また、豚熱の豚等への感染リスクの低減を図るためにには、飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要であり、上述の中間取りまとめにおいても豚熱の推定侵入ルートを遮断するための対策を確実に実施することの重要性が指摘されている。アフリカ豚熱のアジアにおける感染の拡大を念頭に置くと、飼養衛生管理の水準を更に高め、遵守のための指導を徹底することが必要である。
- 6 さらに、中間取りまとめでは、豚等から分離された豚熱ウイルスについて、中国又はその周辺諸国から侵入したウイルスであると推定されており、このことからも、国民、日本への入国者及び帰国人等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に豚熱ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
- 7 なお、本指針については、豚熱の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、隨時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1章 基本方針

第1 基本方針

- 1 豚熱の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。
- 2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国への豚熱ウイルスの侵入を防止するため、家畜及び畜産物をはじめとした家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。
- 3 豚等の所有者は、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならない。そのために重要なのは、豚等の健康観察と記録、豚熱が疑われる場合の届出の習慣化・確実な実行、いのしし、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

- (1) 農林水産省は、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係団体等に対し必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する豚熱に関する研究を推進する。

(2) 都道府県は、平時から、豚等の所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、発生時に備えた準備を行うことに加え、特に次のように飼養衛生管理に係る指導等を行うことに留意して、豚熱の発生予防を徹底する。

- (1) 豚等の所有者による飼養衛生管理基準の遵守状況を、法第12条の4に基づく定期の報告はもとより、その他の機会も活用し的確に把握する。
- (2) ①の結果、従前の発生事案に係る疫学調査において指摘された項目等に照らして、遵守の状況に不十分な点があること等を確認した場合は、その改善又は是正のため、法第12条の5及び第12条の6に基づく豚等の所有者への指導及び助言、勧告、命令等の必要な措置を確実に実施する。
- (3) ②により必要な措置を実施した場合は、改善又は是正の状況を立入り等によって確認する。状況の確認によつてもなお、不十分な点が確認される場合は、②により必要な措置を更に実施する。
- (4) ②又は③により必要な措置を実施した場合は、改善又は是正の状況も含め、遅滞なく農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）へ報告する。なお、報告を受けた動物衛生課は、法第12条の7に基づき、報告を受けた事項について都道府県ごとに整理の上、農林水産省ウェブサイトに公表し、必要に応じて都道府県の実施した措置について検証を行う。
- (3) 市町村及び関係団体は、都道府県の行う豚等の所有者等への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、豚等の所有者に必要な支援を行う。
- (4) 飼料の製造・販売業者、家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場や化製処理施設等の所有者などの畜産業に関連する事業を行なう者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行なう家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。
- 4 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された豚等が飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第12の1に基づく疫学調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようになるため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

- (1) 農林水産省は、初動防疫対応等を定めた防疫方針（第6の2の(1)の防疫方針をいう。）の決定及び見直しを責任を持って行なうとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てる。
- (2) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、第12の1に基づく疫学調査により疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく國の費用負担の対象となる。）。
- 5 また、豚熱の感染源となり、感染拡大に大きな影響を及ぼす野生いのししについては、的確に豚熱の浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生いのししにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、野生いのししの豚熱対策に万全を期す。
- (1) 国は、野生いのししにおける豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針を示すとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。

- (2) 都道府県は、(1)の基本方針を参考に、都道府県の実情を踏まえ、野生いのしし対策を推進する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県が進める具体的な対策に協力する。
- 6 なお、国は、あらかじめ定めた4の(1)の防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第3条の2第2項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第2-1 平時からの取組

1 農林水産省の取組

- (1) 諸外国やOIE等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国人、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。
- (2) 豚熱の特徴、農場（豚等の飼養農場に限る。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点及び発生時に想定される防疫措置について、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者、関係団体等に情報提供するとともに、これらの情報を分かりやすくまとめ、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。
- (3) 空港における家畜及び畜産物の輸入検疫並びに入国者及び帰国人の靴底消毒を徹底する。特に、豚熱ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、豚熱の発生国からの入国者及び帰国人に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、海外由来の食品残さ（肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さをいう。以下同じ。）については、豚熱ウイルスの侵入要因になり得ることから、適切な処分を実施する。
- (4) 食品残さを介した豚熱ウイルスの野生いのししへの伝播を防止するため、不特定多数の人が出入りする公園、キャンプ場、観光施設等におけるごみの放置禁止、ごみ置き場等における野生動物の接触防止等のごみ対策について、関係省庁と連携して推進する。
- (5) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るために、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。
- (6) 定期的に全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図る。

2 都道府県の取組

- (1) 1の(1)により提供を受けた発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者、関係団体等に周知する。
- (2) 外国人労働者、外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の内容について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。
- (3) 農場に出入りする関連事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、家畜市場等の家畜が集合する場所、と畜場や化製処理施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。
- (4) 第9の1の(1)又は第20の1の移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、豚熱が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地等の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。

- (5) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、発生時の役割を見据え、防疫に必要な人員を確保するとともに、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理、衛生資材、薬品等の備蓄、特殊自動車（重機やフォークリフト等をいう。以下同じ。）及びこれを操縦する者等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行なう。また、発生時に円滑かつ的確に防疫作業が実施できるよう、可能な限り、資材や特殊自動車及びこれを操縦する者の調達等に関する防疫協定の締結を進める。

- (6) 豚等の所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合は、次の措置を講ずる。

- ① 当該豚等の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。
- ② 市町村、関係機関及び関係団体と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第21条第7項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
- ③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整する。なお、当該調整が困難な場合は、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討する。
- ④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。
- (7) 豚等の所有者に対し、食品残さを給与していないことを確認する。給与が認められる場合には、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1及び2に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
- (2) 豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

4 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずる。
- (2) 1から3までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

- (1) 発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む家畜防疫員の人材育成を支援する。
- (2) 感染拡大の防止のためにワクチン接種の実施が必要となったときに備え、十分な量のワクチンの確保が図られるよう必要な措置を講ずる。
- (3) 発生時に各種検査や防疫作業に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑かつ安定的に行われるよう、体制を構築する。

2 都道府県の取組

- (1) 豚等の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行うとともに、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、豚等の取扱いに慣れた保定者や特殊自動車を操縦する者のリストアップを行う。また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。
- (2) 発生時には、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

- (3) 発生時に近隣都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図るとともに、発生農場等において防疫措置を指揮できる家畜防疫員の育成に努める。また、家畜市場等の家畜を集合させる催物やと畜場等の施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの催物・施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。
- (4) 発生時には、発生地域の豚等の所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることとなることから、総務部局、精神保健主管部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的に対応できるよう努める。
- (5) 近年、養豚経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、豚熱の発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。
- (6) 都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を積極的に捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1及び2に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
- (2) 豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

4 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じる。
- (2) 1から3までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第2節 浸潤状況調査及び野生いのしし対策

第3－1 浸潤状況を確認するための調査

1 臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定

都道府県は、原則として年1回、法第51条第1項に基づき、当該都道府県内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）について立入検査を行い、豚熱には明瞭な臨床症状を呈さないウイルス株があることを念頭に、臨床検査により第4の2の(3)に掲げる症状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。

2 抗体保有状況調査

都道府県は、当該都道府県内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で5%の感染を摘発できる数の農場について、抗体保有状況調査（原則として、エライザ法による調査とする。）を実施する。

3 病性鑑定材料を用いた調査

都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査並びにアフリカ豚熱の抗原検査を実施する。

4 野生いのししの調査（法第5条第3項）

都道府県は、関係機関、獣友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、豚熱ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの感染の有無の調査を強化・徹底する。

5 調査結果の報告

都道府県畜産主務課は、1から4までの調査等の結果について、毎年度、動物衛生課に報告する。ただし、陽性が確認され、豚熱ウイルス又はアフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いがある場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

6 1から4までの調査等を行う調査員の遵守事項

- (1) 1から3までの調査等を行う者は、次の事項を遵守する。
 - ① 農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
 - ② 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
 - ③ 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第5の1の判定により陰性が確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。
- (2) 4の調査を行う者は、次の事項を遵守する。
 - ① 野生いのししの検体の採材時には、原則として防疫服等を着用し、他に汚染を拡げないように注意すること。
 - ② 入山後に、使用した靴は洗浄・消毒を実施し、付着した土等を持ち出さないこと。
 - ③ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

第3－2 野生いのししの捕獲の強化・経口ワクチンの散布

第3－1の4の調査の結果を踏まえ、国及び都道府県は、野生いのししの捕獲の強化を推進するとともに、国は、経口ワクチンの散布を含む野生いのしし対策の有効性評価に基づき、野生いのししの感染拡大時の経口ワクチンの使用の是非について、野生いのししの専門家等の意見を踏まえ、決定する。

第3－3 予防的ワクチン（法第6条第1項）

1 予防的ワクチン接種に対する基本的考え方

- (1) 豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。
- このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における豚熱の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速など殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

- (2) 農林水産省は、野生いのししにおける豚熱感染が継続的に確認される場合等、衛生管理の徹底のみによっては、豚等における感染の防止が困難と認められる場合には、都道府県知事による法第6条に基づく予防的ワクチン接種命令（以下「接種命令」という。）の実施を認める。
- (3) 国及び都道府県は、ワクチン接種した豚等の安全性について、正確かつ適切な情報の提供を行うとともに、不適正な表示に対し適切に指導を行う。

2 接種区域

1 ワクチン接種推奨地域の設定

農林水産省は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、①野生いのししにおける豚熱感染状況、②農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）を考慮し、豚熱ウイルスに感染した野生いのしし（以下「豚熱感染いのしし」という。）から豚等への豚熱感染のリスクが高い地域を、ワクチン接種推奨地域に設定する。

2 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成

ワクチン接種推奨地域を設定された都道府県は、飼養衛生管理の徹底を図ってなお豚熱感染いのししから豚等への豚熱の感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。

- ① 接種命令を実施する区域（以下「接種区域」という。）の範囲及び当該接種区域の設定の考え方
- ② 接種開始時期及び初回接種の終了予定期
- ③ 接種対象頭数及び接種に必要なワクチンの数量の見込み
- ④ 接種区域内の農場におけるワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保を含む。）

- ⑤ 法第7条に基づく標識の方法
- ⑥ 接種農場の出荷先となると畜場
- ⑦ ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項
- ⑧ 接種区域における遵守事項等の実施を担保する体制
- ⑨ その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

(3) ワクチン接種プログラムの確認

農林水産省は、当該ワクチン接種プログラムについて、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、ワクチン接種が家畜防疫の観点から適切に実施されることの確認を行う。

(4) 都道府県知事による接種区域の設定

- ① 都道府県知事は、(3)により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、法第6条第2項において準用する法第5条第2項及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第8条に基づき、接種区域を設定することができる。
- ② 都道府県知事は、①により接種区域を設定するに当たっては、当該都道府県の区域内における①の①及び②の状況を踏まえ、一体としてワクチン接種の対象とすることが相当と認められる範囲を面的に設定するとともに、接種農場と非接種農場の接触面が最小となるよう設定しなければならない。

(5) 都道府県知事による法第50条の許可

都道府県知事は、接種命令を行う場合には、法第50条に基づき、豚熱ワクチンの使用の許可を行う。

3 ワクチン接種推奨地域の見直し及び都道府県による設定の見直し

(1) ワクチン接種推奨地域の見直し

農林水産省は、国内における豚熱の発生状況や豚熱感染のしのしの確認状況等に応じ、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、隨時ワクチン接種推奨地域の範囲を見直す。

(2) 都道府県による設定の見直し

都道府県は、(1)の接種推奨地域の見直し等を受け、接種区域の設定の見直しを検討することとし、見直しを行う場合には2の(2)に基づき農林水産省の確認を受けるものとする。

4 対象家畜及び初回の接種方法

対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等とする。ただし、都道府県は、高度な隔離・監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものについては、除くことができる。また、ワクチンは承認された用法・用量に従って接種するが、初回接種時には、原則として哺乳豚を除き全頭に接種することとする。

5 接種区域における遵守事項

(1) 飼養頭数等の事前届出

接種農場は、接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画等の事項について、都道府県に届出を行う。また、届出内容に変更が生じた場合は、その都度都道府県に届出を行う。

(2) ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、ワクチンを接種した豚等を接種農場から他の農場やと畜場に移動する場合には、法第7条に基づき確実に標識を付す。

(3) 豚等の管理

接種農場は、(1)の届出に従いワクチン接種豚台帳を作成し、接種対象豚等の全てについて、出生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先及び豚熱ワクチンの接種歴を記録する。

(4) 移動の管理

接種農場は、当該農場からの豚等の移動等による豚熱ウイルスの拡散のおそれが否定できないことから、次に掲げるものの移動の管理を、(5)に定めるところにより実施する。

(1) 生きた豚等

- ② 当該農場で採取された精液及び受精卵等（ワクチン接種前に採取され区分管理（ワクチンを接種した豚等に由来するものとの交差がない管理をいう。）されていたものを除く。）
- ③ 豚等の死体
- ④ 豚等の排せつ物等
- ⑤ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

(5) 移動の管理の方法

- ① 生きた豚等（と畜場への出荷を除く。）、精液、受精卵等、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具については、原則として、接種区域内の農場等への移動・流通に限る。
- ② 焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料、家畜飼養器具の接種区域外の焼却施設等その他の必要な施設への移動は、以下の要件を満たす場合に限る。
 - ア 飼養されている豚等に臨床的に異状がないこと
 - イ 接種区域外の焼却施設等その他の移動先の施設において、豚熱ウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、当該施設が所在する都道府県により確認されていること
 - ウ 当該移動に当たって、車両消毒、移動対象物からの周辺環境等への汚染の防止等豚熱ウイルスを拡散させない措置が講じられていることが、接種農場が所在する都道府県により確認されていること

- ③ 生きた豚等のと畜場への出荷は、原則として、接種区域内のと畜場への移動に限定する。
- ④ 生きた豚等の接種区域外のと畜場への出荷は、出荷先のと畜場の所在する都道府県が交差汚染防止対策の実施を確認した場合に限定する。この場合において、当該接種農場が所在する都道府県は、当該と畜場が所在する都道府県に対して交差汚染防止対策の実施の確認を要請する。

6 接種農場の監視

(1) 接種農場におけるワクチン接種による免疫付与状況等の確認

都道府県は、ワクチン接種による免疫付与状況及び野外ウイルスの侵入状況を確認するため、全ての接種農場について必要な検査を実施する。

(2) 接種農場における豚等の移動に当たっての確認

接種農場が豚等の移動を行うに当たっては、接種農場は出荷する全ての豚等の臨床症状の確認を行うとともに、異状が確認された場合には、速やかに都道府県に連絡を行い、必要な検査を受ける。

7 と畜場における交差汚染防止対策の実施

接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場については、出荷元となる農場の所在する都道府県からの要請を受け、と畜場の所在する都道府県が、以下の交差汚染防止対策が講じられていることの確認を行うものとし、この確認が行われない場合には、接種農場からの生きた豚等の移動を認めないものとする。

なお、適切に交差汚染防止対策が講じられている場合には、と畜場におけるウイルスの拡散は防止されることから、と畜場は、ワクチン接種したことのみの理由をもって、接種豚等の搬入を拒んではならない。

(1) 車両消毒設備が整備されていること

(2) 生体受け入れ施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること

(3) 定期的に清掃・消毒が行われていること

(4) 車両の出入り時の消毒が徹底されていること

(5) 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って、業務を行っていること

8 接種農場における防疫措置等

接種農場において、患畜又は疑似患畜が確認された場合、並びに接種農場周辺で野生いのしの感染が確認された場合におけるまん延防止措置については、第3章により実施することを基本とするが、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、第9の1及び第20の1による制限区域の設定等について必要な措置を講じる。

9 ワクチン接種の終了

都道府県は、早期にワクチン接種を終了するよう野生いのし対策及び農場のバイオセキュリティの向上を推進する。また、農林水産省が設定するワクチン接種推奨地域に含まれなくなつた都道府県は、ワクチン接種を終了するものとする。

10 接種実績の報告

都道府県知事は、ワクチン接種の実施状況及び実施の結果を法第12条の2に基づき農林水産省に報告する。

11 ワクチンに関する研究等

農林水産省は、ワクチンの開発・利用等について、更に研究・検討を進める。

第3章 まん延防止対策

第1節 豚等における対応

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

1 豚等の所有者等から届出を受けたときの対応

都道府県は、豚等の所有者、獣医師等から、異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

また、届出者等に対し、当該農場の豚等及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

2 都道府県による臨床検査

(1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常豚及び同居する豚等に対する体温測定をはじめとした徹底した臨床検査を行う。その際、異常豚を含む豚等の群の状況についてデジタルカメラで撮影する。

(2) 家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状等に関する報告及び撮影した写真を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

① 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。

② 同一の畜舎内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、次のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね1週間程度）に増加している。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

ア 摂氏40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退

イ 便秘、下痢

ウ 結膜炎（目や）

エ 歩行困難、後転麻痺、けいれん

オ 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）

カ 流死産等の異常産の発生

キ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

③ 同一の畜舎内において、一定期間（概ね1週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡する。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜房内）において、複数の豚等に白血球数の減少（1万個/ μ l未満）又は好中球の核の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

3 農場等における措置

(1) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、2の農場の豚等の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講じる。

① 症状を呈する豚等及びそれと同居する豚等の血液（血清及び抗凝固剤加血液）を採取し、これを豚等の死体又は豚熱ウイルス若しくはアフリカ豚熱ウイルスの感染が疑われる豚等とともに家畜保健衛生所に運搬する。

② 家畜保健衛生所において当該豚等の死体又は豚熱ウイルス若しくはアフリカ豚熱ウイルスの感染が疑われる豚等から、病性鑑定（豚熱及び類症鑑別）に必要な検体（扁桃、脾臓及び腎臓を必ず含める。）を採材する。

③ 法第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア 生きた豚等

イ 当該農場で採取された精液及び受精卵等

ウ 豚等の死体

エ 豚等の排せつ物等

オ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

④ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

⑤ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

⑥ 必要に応じて、当該農場を中心とした半径3km以内の区域の農場について、③に掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。

(2) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去28日間の次の疫学情報を収集し、第5の2の(2)の疑似患畜及び第12の1の(2)の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

① 豚等の移動履歴

② 当該農場に出入りしている次の人の移動範囲及び入退場履歴

ア 獣医師及び家畜人工授精師

イ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両及び堆肥運搬車両等

③ 堆肥の出荷先

④ 精液及び受精卵等の出荷先

⑤ 紹介料の情報

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも5の(1)の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1) 当該農場における畜舎等の配置の把握

(2) 周辺農場における豚等の飼養状況の整理

(3) 豚等の殺戮等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）

(4) 患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）

(5) 消毒ポイントの設置場所の選定

(6) 当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡

5 都道府県による家畜保健衛生所での検査

- (1) 都道府県は、家畜保健衛生所で豚熱ウイルスへの感染の有無について次の検査を行い、その結果について動物衛生課に報告する。
 - ① 血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）
 - ② 抗原検査（ウイルス分離検査、PCR検査及び蛍光抗体法）
 - ③ 血清抗体検査（エライザ法）
 - ④ 血清抗体検査（中和試験。ただし、③で陽性であった場合に限る。）
- (2) 都道府県は、(1)の②又は③の検査で陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、分離されたウイルス、遺伝子增幅産物、血清等必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

6 浸潤状況を確認するための調査で豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第3-1の1から3までの調査等の結果、豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。なお、第3-1の4の野生いのしの調査で陽性が確認された場合は、第16の措置を講ずる。

- (1) 第3-1の1の臨床検査で異状が確認された場合
3から5までの措置を講ずる。
- (2) 第3-1の2の抗体保有状況調査で陽性が確認された場合
 - ① エライザ法により陽性が確認された場合
引き続き、中和試験を実施するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査（体温測定を含む。②及び③において同じ。）及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して、3の(1)の④及び⑤の措置を行うことを指示するとともに、同(1)の③の措置を実施し又は当該農場の③に掲げるものの移動自粛を要請し、4の準備を進める。さらに、5の(1)の①及び②の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査又は中和試験のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、5の(2)により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。
- ② 中和試験により陽性が確認された場合
家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して3の(1)の③から⑤までの措置を行なうことを指示し、4の準備を進める。さらに、5の(1)の①及び②の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、5の(2)により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

- (3) 第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合
当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査、写真撮影及び必要な検体の採材等を行い、当該豚等の所有者等に対して3の(1)の③から⑤までの措置を行うことを指示するとともに、必要に応じて、5の(1)の検査を実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、5の(2)により必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。この場合、4の準備も同時に進める。

また、第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、(2)の①又は②の措置を実施する。

7 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、5の(2)及び第12の3の(1)により都道府県から検体の送付があった場合には、遺伝子解析をはじめとした必要な検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

8 その他

- (1) 都道府県は、1の異常豚の届出を受けた場合、第3-1の1の臨床検査で異常豚を確認した場合、又は第3-1の3の病性鑑定において豚熱を否定できない所見が確認された場合等には、同様の症状を示すアフリカ豚熱の検査を行うため、動物衛生課と協議の上、豚熱の検査結果を待たず、直ちにアフリカ豚熱の診断に必要な検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡豚等の扁桃、脾臓及び腎臓）を動物衛生研究部門に送付する。この場合、アフリカ豚熱でないと判定されるまで、3の(1)の③から⑤までの措置を継続する。また、都道府県は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行う。

なお、都道府県は、必要に応じ、5の(1)の②のウイルス分離検査（6の対応において行うものを含む。）の結果が出る前に、動物衛生課とあらかじめ協議の上、検体の送付及び類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行うことができる。

- (2) 1から7まで及び8の(1)の措置は、豚等の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常豚が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、都道府県は、と畜場等から異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、2及び3に準じた措置を講ずる。なお、当該豚等が当該と畜場等の所在する都道府県外の農場から出荷された豚等であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、2及び3に準じた措置を講ずる。

第5 病性等の判定

農林水産省は、第4の5の(2)又は第4の6の(2)及び(3)の結果、必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は、次の1及び2により病性等の判定を行うものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

- (1) 異常豚の通報があった場合

第4の2の臨床検査（特に体温測定）及び第4の5の(1)の検査の結果並びに第4の7の動物衛生研究部門が行う遺伝子解析をはじめとした検査（以下「遺伝子解析等検査」という。）の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、

- ① ②以外の場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果についての判定を先行して行い、可能な限り速やかに2の判定に移行する。
- ② 第9の1の(1)の移動制限区域内で豚熱の発生が続発しており、疫学情報が十分に収集されている場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果に基づき、直ちに2の判定に移行する。

- (2) 浸潤状況確認のための調査で陽性が確認された場合

① 第3-1の1の臨床検査で異状が確認された場合には、当該臨床検査（特に体温測定）、第4の6の(1)により行う第4の5の(1)の検査及び遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、2の判定に移行する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、(1)の①の手続に従う。

- ② 第3-1の2の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合には、当該抗体保有状況調査の結果、第4の6の(2)の①又は②により行う臨床検査（特に体温測定）及び第4の5の(1)の①及び②の検査の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、2の判定に移行する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、(1)の①の手続に従う。

③ 第3—1の3の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合には、
ア 当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、当該抗原検査、第4の6の(3)により行う臨床検査（特に体温測定）及び第4の5の(1)の検査（当該検査を行った場合に限る。）の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、2の判定に移行する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にはあっては、(1)の①の手続に従う。

イ 当該調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、②の手続に従う。

④ 第3—1の4の野生いのしの調査において陽性が確認された場合には、第17の病性の判定に移行する。

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) 患畜

- ① ウイルス分離検査により、豚熱ウイルスが分離された豚等
- ② 遺伝子検査（PCR検査及び遺伝子解析）により豚熱ウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等
- ③ 第9の1の(1)の移動制限区域内で発生が続発している場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）の複数の豚等に、特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法により豚熱ウイルス抗原が検出された豚等
- ④ 第9の1の(1)の移動制限区域内で発生が続発している場合において、特定症状が確認された複数の豚等がいる畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）に同居する豚等であって、このうち、特定症状が確認され、PCR検査によりペストウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等
- ⑤ 初発農場（第9の1の(1)の移動制限区域の設定（他の農場での発生を契機として設定された移動制限区域と重複している区域を設定する場合を除く。）を行う契機となった農場をいう。以下同じ。）で疑似患畜のみ確認されている場合において、当該初発農場を中心とする第9の1の(1)の移動制限区域内の農場で患畜が確認された場合、又は当該初発農場に係る第12の1の疫学調査により他の農場で患畜が確認された場合の当該初発農場における(2)の①の疑似患畜

(2) 疑似患畜

- ① 初発農場において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）の複数の豚等に、特定症状が確認された場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法又はPCR検査によりペストウイルス抗原が検出された豚等
- ② 患畜又は初発の疑似患畜（初発農場のものをいう。以下同じ。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で飼養されている豚等
- ③ 発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等
- ④ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、患畜又は初発の疑似患畜と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って10日目の日から現在までの間に当該患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等
- ⑤ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日より前に患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等であって、当該患畜又は初発の疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した豚等
- ⑥ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に患畜又は初発の疑似患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

- (1) 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。
 - ① 当該豚等の所有者
 - ② 当該都道府県内の市町村
 - ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体等
 - ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
 - ⑤ 近隣の都道府県
- (2) (1)の場合、都道府県は、当該農場から半径3km以内の農場その他都道府県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。
- (3) (2)により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が豚熱のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。
- (4) 都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者及び第4の4の(6)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

- (1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。
 - ① (1)の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
 - ② (1)の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
 - ③ と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
 - ④ 小委に設置する疫学調査チーム
- (3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県の防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混亂することのないよう留意する。

3 報道機関への公表等

- (1) 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1)による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に実行する。
- (3) (1)による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- (4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
- (5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - ② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 都道府県は、第4の4で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。
- (2) 当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。
- (2) 発生農場等への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、網を張る等の方法により閉鎖する。
- (3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場の外縁部及び豚舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、農場外への病原体拡散防止措置を行う。また、発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場（第12の2の(1)の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び豚舎周囲へ消石灰の散布等を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。
- (4) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、(3)の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。
- (5) 臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う。
- (6) 畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。
 - ① 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。
 - ② 豚等が逃しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。
- (7) と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。

また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。

(8) 都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時又はと殺前に発症している豚等の場所や頭数を記録するとともに、当該豚等の病変部位を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない豚等を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。

(9) 都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。

2 死体の処理（法第21条）

- (1) 患畜又は疑似患畜の死体は、原則として、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、1の(3)の発生農場における措置が完了してから72時間以内に、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。
- (2) 農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
 - ① 当該死体を十分に消毒する。
 - ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ④ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - ⑥ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - ⑦ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
 - ⑧ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑨ 移動経過を記録し、保管する。
- (3) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては(2)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(2)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で埋却は、原則として、(1)の場所に行う。
- (4) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
 - ① 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - ② 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ③ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。
 - ④ 焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及び③の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

3 汚染物品の処理（法第23条）

- (1) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。
 - ① 精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあっては、病性等判定日から遡つて21日目の日より前に採取され、区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたものを除く。）

- ② 豚等の排せつ物等
 - ③ 敷料
 - ④ 飼料
 - ⑤ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品
- (2) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。
- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ③ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - ⑤ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑦ 移動経過を記録し、保管する。
- (3) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
- ① 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - ② 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ③ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。
- 4 畜舎等の消毒（法第25条）**
- と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。
消毒は、高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。
- 5 畜舎等における殺鼠剤等の散布等**
- 病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等を行う。
- 6 豚等の評価**
- (1) 豚等の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該豚等が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。
 - (2) 評価額の算出は、原則として、当該豚等の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該豚等の体型・産歴・繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
 - (3) 豚等の所有者等は、と殺に先立ち、豚等の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体）ごとに、当該豚等の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。
 - (4) 農林水産省は、都道府県において豚等の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。
- 第8 通行の制限又は遮断（法第15条）**
- 1 都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、豚熱の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

2 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。

3 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するよう努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

(1) 移動制限区域

① 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家畜等（4に掲げるものをいう。（2）及び5の（6）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下第1節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

② 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかである場合、又は第4の3の（2）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、豚等の飼養密度に応じ、半径3kmを超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

(2) 搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、（1）の（2）の場合には、移動制限区域の外縁から7km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

(3) 家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する豚等が第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径1km以内の区域について、移動制限区域として設定する。
- ② 当該豚等の出荷元の農場を中心として、原則として（1）及び（2）と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

(4) 制限区域の設定方法

- ① 移動制限区域の外縁及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。
- ② 制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
- ③ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

- ア 制限区域内の豚等の所有者、市町村及び関係機関への通知
- イ 報道機関への公表等を通じた広報
- ウ 主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

(5) 豚等の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

(6) 制限区域内の農場への指導

都道府県は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。

2 制限区域の変更

(1) 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

(2) 制限区域の縮小

発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径 1 km まで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から 7 km 以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

3 制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(1) 移動制限区域

① 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（1回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後17日（発生状況及びウイルスの性状分析等の結果から、抗体産生まで17日以上要すると考えられる場合は、30日を超えない範囲内で動物衛生課と協議して定める日）が経過した後に実施する第12の2の(2)の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

② 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過していること。

(2) 搬出制限区域

①の①で行う第12の2の(2)の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) 生きた豚等

(2) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(3) 豚等の死体

(4) 豚等の排せつ物等

(5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

5 制限の対象外

(1) 移動制限区域内の豚等との畜場への出荷

① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第10の3により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる。

ア 当該農場について、第12の2の(1)の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

イ 出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って3日以内に採材した検体がPCR検査又は蛍光抗体法により陰性が確認されていること。

(2) 豚等の移動時には、次の措置を講ずる。

ア と畜をする当日に移動させる。

イ 移動前に、臨床的に農場の豚等に異状がないか確認する。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。

オ 車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に入らない。

カ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク 移動経過を記録し、保管する。

(2) 搬出制限区域内の豚等との畜場への出荷

搬出制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域外のと畜場に出荷させることができる。

この場合、当該出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異状がないことを確認するとともに、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(3) 制限区域外の豚等との畜場への出荷

制限区域外の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第10の3により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる。

この場合、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(4) 制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料又は飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

(2) 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 移動前に、家畜防疫員が当該農場の豚等に異状がないか確認する。

イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

キ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ケ 移動経過を記録し、保管する。

(3) 焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 死体等の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

- (5) 制限区域外の豚等の死体の処分のための移動
制限区域外の農場の豚等の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(4)の③の措置を講ずる。
- (6) 移動制限区域外の家畜等の通過
移動制限区域外の農場の家畜等について、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
ただし、搬出制限区域内の農場の豚等の制限区域外への移動に当たっては、と畜場以外の目的地に移動させることはできない。
- 第10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）**
- 1 移動制限区域内の制限
 - (1) 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。
 - ① と畜場における豚等のと畜
 - ② 家畜市場等の豚等を集合させる催物
 - ③ 豚等の放牧
 - (2) 都道府県は、移動制限区域内のと畜場や化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて必要な消毒設備を設置させるものとする。
 - 2 搬出制限区域内の制限
都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における家畜市場等の豚等を集合させる催物の開催を停止する。
 - 3 と畜場の再開
 - (1) 再開の要件
移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場で豚熱が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。
 - ① 車両消毒設備が整備されていること。
 - ② 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。
 - ③ 定期的に清掃・消毒をしていること。
 - ④ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
 - ⑤ (2)の事項を遵守する体制が整備されていること。
 - (2) 再開後の遵守事項
再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。
 - ① 作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
 - ② 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
 - ③ 豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
 - ④ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。
- (5) 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと殺解体をすること。
- (6) 搬入した豚等について、と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、と殺解体をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。
- (7) 搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること。
- (8) 豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。
- 第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）**
- 1 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。
 - 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場から概ね半径1kmの範囲内）、制限区域の境界その他の場所を選定する。また、制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。
 - (1) 道路網の状況
 - (2) 一般車両の通行量
 - (3) 畜産関係車両の通行量
 - (4) 山、河川等による地域の区分
 - 3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。
特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。
また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。
- 第12 ウィルスの浸潤状況の確認等**
- 1 疫学調査
 - (1) 疫学調査の実施方法
都道府県は、第4の3の(2)による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある豚等（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。
 - (2) 疫学関連家畜
 - (1)の調査の結果、次の①から④までのいずれかに該当する豚等であることが明らかとなつたものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに特定症状の有無等の異状について、立入り又は聞き取りにより確認する（移動制限区域に含まれている場合を除く。）。
 - また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から28日を経過した後に、必要な検査を行う。
 - なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、28日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。
 - ① 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に患畜と接触した豚等
 - ② 病性等判定日から遡って11日以上28日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した豚等

- ③ 第5の2の④から⑥までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等
- ④ その他、病性等判定日から遡って28日以内に発生農場の衛生管理区域に入りした人、物又は車両が当該入りした日から7日以内に他の農場の衛生管理区域に入りした場合や他の農場の豚等や車両がと畜場等において発生農場からの出荷豚等や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある豚等が飼養されている当該他の農場の豚等

(3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断されてから、(2)の検査で陰性が確認されるまで、法第32条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

- ① 生きた豚等
- ② 採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ③ 豚等の死体
- ④ 豚等の排せつ物等
- ⑤ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

(4) 移動制限の対象外

(3)の移動制限の対象となった場合であっても、まん延防止のための措置が適切に実施されている場合等については、動物衛生課と協議の上、特定の場所へ移動させることができる。

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、豚熱の発生が確認された場合には、原則として24時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、次により検査を実施する。

① 臨床検査

移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、第4の2に掲げる臨床症状の有無について確認する。

② 血液検査、抗原検査及び血清抗体検査

①の際、一定頭数について、血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）、抗原検査（PCR検査、ただし、死亡した豚等については扁桃等を用いた蛍光抗体法）及び血清抗体検査（エライザ法）を実施する。

② 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後17日が経過した後に、(1)と同様の検査を行う。

3 1の②又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

(1) 都道府県は、1の②又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合は、直ちに次の措置を講ずる。

① 1の②の検査で陽性が確認された場合

第4の6の②の①の措置を実施するとともに、1の②の検査の結果及び第4の6の②の①の措置において実施した検査の結果について（遺伝子解析等検査が終了している場合にあっては、その結果についても）、動物衛生課に報告する。

② 2の検査で異状又は陽性が確認された場合

第4の5の②により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付するとともに、動物衛生課に報告する。

(2) 農林水産省は、都道府県から(1)の報告があった場合、直ちに次の措置を講じる。

- ① 農林水産省は、1の②又は2の検査の結果に基づき、第5の判定を行う。
- ② 農林水産省は、1の②又は2の検査の結果及び①において行う第5の2の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

4 検査員の遵守事項

1及び2の調査又は検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- (1) 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、1及び2の調査又は検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。
- (2) 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
- (3) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
- (4) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (5) 立ち入った農場の豚等について1の②又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の豚等が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

5 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

(1) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定するとの連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1の3の②によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、制限区域内を中心に豚等を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

(2) 都道府県は、(1)の結果、豚等の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

- ① 飼養管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
- ② 飼養管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項

(3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた豚等の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第13 緊急ワクチン（法第31条第1項）

1 豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における豚熱の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速な殺戮を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場における殺戮及び周辺農場の移動制限のみによつては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、豚熱については、法上、予防的殺処分は認められていない。）。

- (1) 埋却を含む防疫措置の進捗状況
- (2) 感染の広がり（疫学関連農場数）
- (3) 環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）

3 農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

- (1) 実施時期
- (2) 実施地域
- (3) 対象家畜
- (4) その他必要な事項（豚熱の発生の有無を監視するための非接種豚等の配置、移動制限の対象等）

4 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。この際、農林水産省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に対し手配する。

5 農林水産省は、ワクチンの開発・利用等について、更に研究・検討を進める。

第14 家畜の再導入

都道府県は、豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）を導入するよう当該農場を指導する。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導する。

また、都道府県は、当該農場がモニター豚を導入した場合、導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入したモニター豚の臨床検査及びPCR検査を実施する。

併せて、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

第15 発生の原因究明

1 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する疫学情報の収集、豚等、人（農場作業者、獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。

2 小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。

第2節 野生いのししにおける防疫対応

第16 感染の疑いが生じた場合の対応等

1 豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第3-1の4の野生いのししの調査の結果、野生いのししにおいて、豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該いのしし（2において「感染疑い野生いのしし」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、2の準備を進める。

また、併せて、第4の5の(2)に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

- (1) 感染疑い野生いのししが確認された地点を中心とした半径10kmの区域に所在する農場の戸数及び飼養頭数の確認
- (2) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場で豚熱が発生する場合に豚等の殺等の防疫措置を実施するため必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。）

(3) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場における埋却地又は焼却施設等の確保状況（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）の確認

(4) 必要に応じ、消毒ポイントの設置場所の選定

(5) 感染疑い野生いのししが確認された地点の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡

(6) 感染疑い野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域の農場の豚等及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導

(7) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺における防護柵等による問い合わせの実効性の確認及び野生いのししの個体数の削減に向けた体制の確認

3 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1により都道府県から検体の送付があった場合には、遺伝子解析をはじめとした必要な検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

第17 病性の判定

農林水産省は、第16の1により必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は、都道府県で行うPCR検査等の結果及び動物衛生研究部門で行う遺伝子解析の結果を踏まえ、病性を判定する。ただし、これにより陽性であると判定された野生いのししが確認された地点周辺の地域において、既に豚熱ウイルスに感染した野生いのししが確認されている場合は、動物衛生研究部門の検査結果を待たずに判定する。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

第18 病性判定時の措置

1 関係者への連絡

(1) 都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び当該野生いのししが確認された地点について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

① 当該都道府県内の豚等の所有者及び飼養衛生管理者

② 当該都道府県内の市町村

③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体等

④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他の関係機関

⑤ 近隣の都道府県

(2) (1)により情報を提供する際には、当該情報提供を受ける者に対し、当該情報の提供が豚熱のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(3) 都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陰性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を第16の2の(5)及び(6)に規定する者に連絡する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) 農林水産省は、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定後、必要に応じ、速やかに、農林水産省対策本部を開催し、防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、必要に応じて次の職員等を発生都道府県に派遣する。

① (1)の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員

② (1)の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学や野生いのしし等の専門家

- (3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、必要に応じ、速やかに、都道府県対策本部を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

3 報道機関への公表等

- (1) 第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1)による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に実行する。
- (3) (1)による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。
- (4) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
- ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - ② 野生いのししが確認された地点には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

第19 通行の制限又は遮断（法第10条及び法第25条の2第3項）

- 1 都道府県又は市町村は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、当該野生いのししが確認された地点周辺の環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、(1)又は(2)の期間を定め、当該地点周辺への不要・不急の立入りの制限（当該地域で行う経済活動や観光活動等を含む。）や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

なお、当該措置を講じる場合は、当該地点を管轄する警察署等と事前に必要な協議・調整を行うものとする。

- (1) 当該地点を中心とした半径3km以内の区域の豚等を飼養する農場に対し、発生予防対策のために1の措置を講じる場合：法第10条第3項に基づき、72時間を超えない期間
- (2) (1)と同じ区域において豚等を飼養する農場は無いが、ウイルスの拡散防止のために1の措置を講じる場合：法第25条の2第3項に基づき、ウイルスの浸潤状況等が判明するまでの間を自安とした期間
- 2 野生いのししにおける感染状況等から、通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、まん延防止の観点から、適切な制限を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- 3 家畜伝染病予防法施行令第3条又は第7条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第20 移動制限区域の設定（法第32条）

1 移動制限区域の設定

都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（7に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第2節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第17の判定前であっても、豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

2 移動制限区域の設定方法

- (1) 移動制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。
- (2) 移動制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
- (3) 移動制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。
 - ① 移動制限区域内の豚等の所有者、市町村及び関係機関への通知
 - ② 報道機関への公表等を通じた広報
 - ③ 主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

3 豚等の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び第23の1の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

4 移動制限区域内の農場への指導

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合は、移動制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。

5 移動制限区域の変更

- (1) 移動制限区域の拡大

野生いのししにおける感染の確認状況等から、移動制限区域外の豚等での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を拡大する。
- (2) 移動制限区域の縮小

野生いのししにおける感染の確認状況等から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなってきたときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径3kmまで縮小することができる。

6 移動制限区域の解除

移動制限区域は、野生いのししにおける浸潤状況等から、豚等への感染リスクが無視できると考えられる場合は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、解除又は制限措置の一部の解除をする。

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた豚等
- (2) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（病性判定日から遡って21日目の日又は病性の判定がなされた野生いのししの発見日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (3) 豚等の死体
- (4) 豚等の排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

8 移動制限の対象外

7の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第23の1の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

(1) と畜場に出荷する場合（と畜場に直接搬入する場合に限る。）

- ① 豚等の所有者は、原則1か月間の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に報告すること。
- ② 管理獣医師又は豚等の所有者は、原則として、出荷前の1週間程度経時に臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に全ての出荷予定の豚等の体温を測定するとともに、改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家畜保健衛生所に報告すること。
- ③ 家畜保健衛生所は、②の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。
- ④ ③で出荷豚群の複数頭で40℃以上の発熱が認められる等豚熱が否定できない場合があれば、農場に立ち入り、採材し、精密検査（血液検査、PCR検査）を実施すること。
- ⑤ ③で異状がなければ、豚等の所有者に対して出荷を許可する旨の連絡をすること。
- ⑥ また、家畜保健衛生所は、出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認すること。

(2) 他農場へ生体の仔豚や種豚等を移動する場合

- ① 豚等の所有者は、原則1か月間の移動計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。
- ② 原則として、都道府県内の移動とするが、当該都道府県外に移動する場合は受入れ先の都道府県に確実に連絡すること。
- ③ 原則として、全ての移動豚等についてPCR検査で陰性が確認されていること。
- ④ 移動先の農場で、少なくとも21日間経過観察すること。その際、可能な限り隔離すること。

(3) 他農場へ精液及び受精卵等を移動する場合

精液及び受精卵等は、区分管理で保管され、区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まない措置が講じられていること。

また、作業で使用する道具や機材については、確実に消毒又は滅菌されたものを使用していること。

① 精液

原則として、採精後、当該豚について異状の有無を確認の上、PCR検査を実施し陰性を確認すること。また、検査の結果が出るまでは、供給しないこと。

なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている精液と区分して管理すること。

ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液についてPCR検査を実施し、陰性を確認すること。

② 受精卵

原則として、採卵後、当該豚について異状の有無を確認の上、PCR検査を実施し陰性を確認すること。なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

(4) 豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行ふことを目的に、焼却施設等その他必要な施設に豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

① 移動する際の措置

- ア 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の豚等に異状がないことを確認すること。
- イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。
- ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。
- エ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。
- オ 複数の農場を経由しないこと。
- カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。
- キ 移動日を記録し、保管すること。
- ② 焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行う場合の措置
- ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。
- イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。
- ウ 死体等の焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒すること。
- エ 家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認すること。

第21 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 移動制限区域内の制限

- (1) 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。
 - ① と畜場における豚等のと畜
 - ② 家畜市場等の豚等を集合させる催物
 - ③ 豚等の放牧
- (2) 都道府県は、移動制限区域内のと畜場や化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて必要な消毒設備を設置させるものとする。

2 と畜場の再開

- (1) 再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場で豚熱が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

 - ① 車両消毒設備が整備されていること。
 - ② 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。
 - ③ 定期的に清掃・消毒をしていること。
 - ④ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
 - ⑤ (2)の事項を遵守する体制が整備されていること。

- (2) 再開後の遵守事項
再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。
- ① 作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
 - ② 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
 - ③ 豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
 - ④ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。
 - ⑤ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと殺解体をすること。
 - ⑥ 搬入した豚等について、と畜場法に基づき、と殺解体をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。
 - ⑦ 搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること。
 - ⑧ 豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

第22 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

- 1 都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、必要に応じて、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、ウイルスの拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。
- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、第17により陽性であると判定された野生いのししが確認された地点周辺の山道の出入口、近隣の農場の周辺、移動制限区域の境界その他の場所を中心に選定する。また、豚等において発生があった場合は、その都度、設置場所を見直す。
 - (1) 山道・道路網の状況
 - (2) 人・一般車両の通行量
 - (3) 畜産関係車両の通行量
 - (4) 山、河川等による地域の区分

3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき複数か所設置する等の措置を講じる。

なお、第17により陽性であると判定された野生いのししが確認された地点周辺の山道等に消毒ポイントを設置する場合は、ウイルスの野生いのししへの拡散を防ぐため、当該地点を通過する人の消毒を徹底する。

第23 ウィルスの浸潤状況の確認等

1 ウィルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を探査し、P C R検査及び血清抗体検査を実施する。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第17の病性の判定前に実施することができる。

2 周辺の野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、第17により陽性と判定された野生いのしし及び捕獲された野生いのししが確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、獣友会等の関係者に対し、協力を要請する。

3 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

- (1) 都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1の3の(2)によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、移動制限区域内を中心とした豚等を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。
- (2) 都道府県は、(1)の結果、豚等の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。
 - ① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
 - ② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
- (3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた豚等の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第4章 その他

第24 その他

- 1 種豚など遺伝的に重要な豚を含め、畜産関係者の保有する豚等について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種豚の分散配置等により、日頃からリスク分散を図る。
- 2 農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 3 農林水産省は、防疫措置の改善等に寄与する研究・開発を進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。
- 4 都道府県は、豚熱が終息した後も、豚等の所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第6項の規定に基づき、アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部を令和2年7月1日付けで次のように変更したので、同条第1項の規定に基づき、公表する。

令和2年7月1日

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

前文

- 1 アフリカ豚熱は、国際連合食糧農業機関（F A O）などの国際機関が「国境を越えてまん延、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 アフリカ豚熱には、治療法や予防法がなく、その病原性の高さから、ひとたびまん延すれば、
 - (1) 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、
 - (2) 国民への畜産物の安定供給を脅かし、
 - (3) 地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え、
 - (4) 国際的にも、アフリカ豚熱の非清浄国として信用を失うおそれがある。

- 3 現在、アフリカ豚熱は、アフリカ大陸だけでなく、ロシア、東欧地域においても発生が拡大しており、平成30年8月には中国においてもアジアで初めて発生が確認された。その後、モンゴル、ベトナム、カンボジア、北朝鮮、ラオス、ミャンマー、韓国等へ発生が拡大していることに加え、国際的な人及び物の往来が急速に増加している状況を踏まえると、今後、我が国にアフリカ豚熱が侵入するリスクが非常に高い。
- 4 また、アフリカ豚熱の感染の拡大には、野生動物、特に野生いのしの関与が極めて大きいと考えられている。近年、我が国では野生いのしの增加傾向にあり、平成30年9月に我が国で26年振りに発生した豚熱が野生いのし群で感染が拡大していることを踏まえれば、アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵入し、野生いのし群にまん延した場合、豚熱と同様に早期の清浄化が困難となるおそれがある。
- 5 さらに、アフリカ豚熱は、世界的にもワクチンが実用化されていないため、豚等（飼養されている豚及びいのしをいう。以下同じ。）への感染リスクの低減を図るために、飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要であり、併せて、水際において国内へのウイルス侵入防止を徹底する必要がある。
- 6 このため、国民、日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内にアフリカ豚熱ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
- 7 なお、本指針については、海外におけるアフリカ豚熱の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、隨時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1章 基本方針

第1 基本方針

- 1 アフリカ豚熱の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。
- 2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国へのアフリカ豚熱ウイルスの侵入を防止するため、家畜及び畜産物をはじめとした家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。
- 3 豚等の所有者は、豚等の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施しなければならない。そのために重要なのは、豚等の健康観察と記録、アフリカ豚熱が疑われる場合の届出の習慣化・確実な実行、いのしし、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

- (1) 農林水産省は、都道府県や豚等の所有者、飼養衛生管理者（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者）といふ。以下同じ。）、関係団体等に対し必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことにより、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施するアフリカ豚熱に関するワクチン等の研究を推進する。
- (2) 都道府県は、平時から、豚等の所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、発生時に備えた準備を行うことにより、特に次のように飼養衛生管理に係る指導等を行うことに留意して、アフリカ豚熱の発生予防を徹底する。
- ① 豚等の所有者による飼養衛生管理基準の遵守状況を、法第12条の4に基づく定期の報告はもとより、その他の機会も活用し的確に把握する。
- ② ①の結果、従前の発生事案に係る疫学調査において指摘された項目等に照らして、遵守の状況に不十分な点があること等を確認した場合は、その改善又は是正のため、法第12条の5及び第12条の6に基づく豚等の所有者への指導及び助言、勧告、命令等の必要な措置を確実に実施する。

- ③ ②により必要な措置を実施した場合は、改善又は是正の状況を立入り等によって確認する。状況の確認によってもなお、不十分な点が確認される場合は、②により必要な措置を更に実施する。
- ④ ②又は③により必要な措置を実施した場合は、改善又は是正の状況も含め、遅滞なく農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）へ報告する。なお、報告を受けた動物衛生課は、法第12条の7に基づき、報告を受けた事項について都道府県ごとに整理の上、農林水産省ウェブサイトに公表し、必要に応じて都道府県の実施した措置について検証を行う。
- (3) 市町村及び関係団体等は、都道府県の行う豚等の所有者等への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、豚等の所有者に必要な支援を行う。
- (4) 飼料の製造・販売業者、家畜市場等の家畜を集合させる催物の開催者、と畜場や化製処理施設等の所有者などの畜産業に関連する事業を行なう者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行なう家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。
- 4 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された豚等が飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第12の1に基づく疫学的調査による疫学関連家畜の特定が非常に重要である。
- 防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。
- また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようするため、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。
- このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。
- (1) 農林水産省は、初動防疫対応等を定めた防疫方針（第6の2の(1)の防疫方針をいう。）の決定及び見直しを責任を持って行なうとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てる。
- (2) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、第12の1に基づく疫学調査により疫学関連家畜を早期に特定し、厳格に監視する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体等に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。
- 5 また、アフリカ豚熱の感染源となり、感染拡大に大きな影響を及ぼす野生いのしについては、的確にアフリカ豚熱の浸潤状況を把握するとともに、感染が確認された際には、野生いのしにおけるまん延防止及び農場へのウイルス侵入防止に万全を期す必要がある。このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、野生いのしのアフリカ豚熱対策に万全を期す。
- (1) 国は、野生いのしにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針を示すとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。
- (2) 都道府県は、(1)の基本方針を参考に、都道府県の実情を踏まえ、野生いのし対策を推進する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県が進める具体的な対策に協力する。
- 6 なお、国は、あらかじめ定めた4の(1)の防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第3条の2第2項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第2-1 平時からの取組

1 農林水産省の取組

- (1) 諸外国や国際獣疫事務局（OIE）等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国人、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。
- (2) アフリカ豚熱の特徴、農場（豚等の飼養農場に限る。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点及び発生時に想定される防疫措置について、都道府県や豚等の所有者や飼養衛生管理者、関連団体等に情報提供するとともに、これらの情報を分かりやすくまとめ、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。
- (3) 空港における家畜及び畜産物の輸入検疫並びに入国者及び帰国人の靴底消毒を徹底する。特に、アフリカ豚熱ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、アフリカ豚熱の発生国からの入国者及び帰国人に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、海外由来の食品残さ（肉及び肉製品を含み、又は含む可能性がある食品残さをいう。以下同じ。）については、アフリカ豚熱ウイルスの侵入要因になり得ることから、適切な処分を実施する。
- (4) 食品残さを介したアフリカ豚熱ウイルスの野生いのしへの伝播を防止するため、不特定多数の人が出入りする公園、キャンプ場、観光施設等におけるごみの放置禁止、ごみ置き場等における野生動物の接触防止等のごみ対策について、関係省庁と連携して推進する。
- (5) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るために、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。
- (6) 定期的に、全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図る。

2 都道府県の取組

- (1) 1 の(1)により提供を受けた発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者、関係団体等に周知する。
- (2) 外国人労働者、外国人技能実習生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の内容について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。
- (3) 農場に出入りする関連事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、家畜市場等の家畜が集合する場所、と畜場や化製処理施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等を指導する。
- (4) 第9の1の(1)又は第21の1の移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、アフリカ豚熱が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地等の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。
- (5) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、発生時の役割を見据え、防疫に必要な人員を確保するとともに、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理、衛生資材、薬品等の備蓄、特殊自動車（重機やフォークリフト等をいう。以下同じ。）及びこれを操縦する者等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行ふ。また、発生時に円滑かつ確に防疫作業が実施できるよう、可能な限り、資材や特殊自動車及びこれを操縦する者の調達等に関する防疫協定の締結を進めること。

- (6) 豚等の所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合は、次の措置を講ずる。

- ① 当該豚等の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。
- ② 市町村、関係機関及び関係団体等と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第21条第7項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
- ③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整する。なお、当該調整が困難な場合は、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討する。
- ④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。
- (7) 豚等の所有者に対し、食品残さを給与していないことを確認する。給与が認められる場合には、当該食品残さについて適切な加熱処理を行うこと及び未処理の食品残さについては豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1 及び 2 に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
- (2) 豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

4 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずる。
- (2) 1 から 3 までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

- (1) 発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む家畜防疫員の人材育成を支援する。
- (2) 発生時に各種検査や防疫作業に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑かつ安定的に行われるよう、体制を構築する。

2 都道府県の取組

- (1) 豚等の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行うとともに、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、豚等の取扱いに慣れた保定者や特殊自動車を操縦する者のリストアップを行う。
- また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。
- (2) 発生時には、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。
- (3) 発生時に近隣都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図るとともに、発生農場等において防疫措置を指揮できる家畜防疫員の育成に努める。

- また、家畜市場等の家畜を集合させる催物やと畜場等の施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの催物・施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生における対応及び役割分担について整理する。

- (4) 発生時には、発生地域の豚等の所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることとなることから、総務部局、精神保健主管部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的に対応できるように努める。
- (5) 近年、養豚経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、アフリカ豚熱の発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。
- (6) 都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を積極的に捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1及び2に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
- (2) 豚等の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

4 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずる。
- (2) 1から3までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第2節 浸潤状況調査

第3 浸潤状況を確認するための調査及び野生いのしし対策

1 臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定

都道府県は、原則として年1回、法第51条第1項に基づき、当該都道府県内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）について、立入検査を行い、臨床検査により第4の2の(3)に掲げる症状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。ただし、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）の第3-1の1により立入検査を実施している場合は、これに代えることができる。

2 病性鑑定材料を用いた調査

都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査並びにアフリカ豚熱の抗原検査を実施する。

3 野生いのししの調査（法第5条第3項）

都道府県は、関係機関、獣友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、アフリカ豚熱ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの感染の有無の調査を強化・徹底する。

4 調査結果の報告

都道府県畜産主務課は、1から3までの調査等の結果について、毎年度、動物衛生課に報告する。ただし、陽性が確認され、豚熱ウイルス又はアフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いがある場合は、その都度、動物衛生課に報告するものとする。

5 1から3までの調査を行う調査員の遵守事項

- (1) 1及び2の調査を行う者は、次の事項を遵守する。

- ① 農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
- ② 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ③ 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第5の1の判定により陰性が確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。
- (2) 3の調査を行う者は、次の事項を遵守する。
- ① 野生いのししの検体の採材時には、原則として防疫服等を着用し、他に汚染を拡げないように注意すること。
- ② 入山後に、使用した靴は洗浄・消毒を実施し、付着した土等を持ち出さないこと。
- ③ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

第3章 まん延防止対策

第1節 豚等における防疫対応

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

1 豚等の所有者等から届出を受けたときの対応

都道府県は、豚等の所有者、獣医師等から、異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

また、届出者等に対し、当該農場の豚等及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

2 都道府県による臨床検査

(1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常豚及び同居する豚等に対する体温測定をはじめとした徹底した臨床検査を行う。その際、異常豚を含む豚等の群の状況についてデジタルカメラで撮影する。

(2) 家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状等に関する報告及び撮影した写真を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

① 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。

② 同一の畜舎内（一の畜舎につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、次のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね1週間程度）に増加している。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

ア 摂氏40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退

イ 便秘、下痢

ウ 結膜炎（目やに）

エ 歩行困難、後転麻痺、けいれん

オ 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）

カ 流死産等の異常産の発生

キ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

③ 同一の畜舎内において、一定期間（概ね1週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡する。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜舎内（一の畜舎につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の豚等に白血球数の減少（1万個/ μ l未満）又は好中球の核の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

3 検体の送付

(1) 都道府県は、2又は豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第4の8の(1)により、アフリカ豚熱の診断を行うこととなった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡豚等の扁桃、脾臓及び腎臓）を動物衛生研究部門に送付するとともに、家畜保健衛生所においてアフリカ豚熱のPCR検査を実施する。

(2) 都道府県は、1の異常豚の届出を受けた場合又は第3の1の臨床検査で異常豚を確認した場合で、動物衛生研究部門に検体を送付しない場合であっても、第3の2の調査として、家畜保健衛生所においてアフリカ豚熱のPCR検査を実施する。さらに、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査も行う。

(3) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針第6の1の(4)により行う異状の原因の調査において、アフリカ豚熱の診断を行うこととなった場合も、同様に検体を動物衛生研究部門に送付する。

4 農場等における措置

(1) 都道府県は、3により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合には、2の農場の豚等の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

① 法第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

- ア 生きた豚等
- イ 当該農場で採取された精液及び受精卵等
- ウ 豚等の死体
- エ 豚等の排せつ物等
- オ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

③ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

④ 当該農場を中心とした半径3km以内の区域の農場について、①に掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。

(2) 都道府県は、3により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合には、速やかに、当該農場に関する過去22日間の次の疫学情報を収集し、第5の2の(2)の疑似患畜及び第12の1の(2)の疫学関連家畜を特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

① 豚等の移動履歴

② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴

- ア 獣医師及び家畜人工授精師
- イ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両及び堆肥運搬車両

③ 堆肥の出荷先

④ 精液及び受精卵等の出荷先

⑤ 給与飼料の情報

5 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、3により必要な検体を動物衛生研究部門へ送付した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも7により動物衛生研究部門が行う抗原検査（PCR検査、ウイルス分離検査）の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1) 当該農場における畜舎等の配置の把握

(2) 周辺農場における豚等の飼養状況の整理

(3) 豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）

(4) 患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）

(5) 消毒ポイントの設置場所の選定

(6) 当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡

6 浸潤状況を確認するための調査でアフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第3の2の病性鑑定材料を用いた調査で、アフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査、写真撮影及び必要な検体の採材等を行い、当該豚等の所有者等に対して4の措置を行うことを指示するとともに、3により必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。この場合、5の準備も同時に進める。

なお、第3の3の野生いのしの調査で陽性が確認された場合は、第17の措置を講ずる。

7 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、3、6並びに第12の1の(2)及び第12の2により都道府県から検体の送付があった場合には、抗原検査（PCR検査、ウイルス分離検査）を行うとともに、必要に応じて、遺伝子解析・血清抗体検査を行う。また、その結果について、動物衛生課に報告する。

8 その他

1から7までの措置は、豚等の所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常豚が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、都道府県は、と畜場等から異常豚を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講ずる。なお、当該家畜が当該と畜場等の所在する都道府県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、2及び4に準じた措置を講ずる。

第5 病性等の判定

農林水産省は、第4の3により必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は、次の1及び2により病性等の判定を行いうるものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) 異常豚の通報があった場合

第4の2の臨床検査の結果並びに第4の7の動物衛生研究部門が行う抗原検査（PCR検査、ウイルス分離検査）、必要に応じた遺伝子解析及び血清抗体検査（当該検査を行った場合に限る。）の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。

① PCR検査、ウイルス分離検査、必要に応じた遺伝子解析又は血清抗体検査のいずれかが終了していない場合（②の場合を除く。）にあっては、これらの検査のうち既に終了している検査の結果並びに臨床検査及び血液検査の結果について判定を先行して行い、可能な限り速やかに2の判定に移行する。

② 第9の1の(1)の移動制限区域内でアフリカ豚熱の発生が続発しており、疫学情報が十分に収集されている場合、又は第12の1の(2)の疫学関連家畜を飼養する農場において、アフリカ豚熱を疑う臨床症状が確認された場合は、動物衛生研究部門で実施する検査以外の検査結果に基づき、直ちに2の判定に移行する。

(2) 浸潤状況確認のための調査で陽性が確認された場合

① 第3の2の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合には、当該PCR検査の結果、第4の6により行う臨床検査（特に体温測定）の結果及び動物衛生研究部門で行う遺伝子検査（PCR検査及び必要に応じた遺伝子解析）の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、2の判定に移行する。

② 第3の3の野生いのしの調査において陽性が確認された場合には、第18の病性の判定に移行する。

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) 患畜

① ウィルス分離検査により、アフリカ豚熱ウイルスが分離された豚等

② アフリカ豚熱を疑う臨床症状を示しており、遺伝子検査（PCR検査及び必要に応じた遺伝子解析）によりアフリカ豚熱ウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

- ③ アフリカ豚熱を疑う臨床症状を示しており、血清抗体検査によりアフリカ豚熱に対する抗体が検出された豚等
- (2) 疑似患畜
 - ① 患畜が確認された農場で飼養されている豚等
 - ② 第9の1の(1)の移動制限区域内で発生が続発している場合において、アフリカ豚熱の臨床症状が明確である豚等及び当該豚等が確認された農場で飼養されている豚等
 - ③ 第9の1の(1)の移動制限区域内の農場又は第12の1の(2)の疫学関連家畜を飼養する農場において、アフリカ豚熱を疑う臨床症状を示しており、遺伝子検査（PCR検査）によりアフリカ豚熱ウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等
 - ④ 患畜又は疑似患畜（②に掲げる豚等に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等
 - ⑤ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、患畜又は疑似患畜（②に掲げる豚等に限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等
 - ⑥ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（②に掲げる豚等に限る。）と接触したことが明らかとなった豚等であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した豚等
 - ⑦ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って15日目の日から現在までの間に患畜又は疑似患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

- (1) 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。
 - ① 当該豚等の所有者
 - ② 当該都道府県内の市町村
 - ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体等
 - ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
 - ⑤ 近隣の都道府県
- (2) (1)の場合、都道府県は、当該農場から半径3km以内の農場その他都道府県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。
- (3) (2)により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供がアフリカ豚熱のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。
- (4) 都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者及び第4の5の(6)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

- (1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

- (2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

- ① (1)の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
- ② (1)の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
- ③ と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
- ④ 小委に設置する疫学調査チーム
- (3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県の防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
- (4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。
- (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
- (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
- (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。
- (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

3 報道機関への公表等

- (1) 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1)による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に実行する。
- (3) (1)による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
- (4) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
- (5) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - ② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 都道府県は、第4の5で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。
- (2) 当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。
- (2) 発生農場等への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、網を張る等の方法により閉鎖する。
- (3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場の外縁部及び豚舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤及び5に掲げる殺虫剤等の散布等により、農場外への病原体拡散防止措置を行う。また、発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場（第12の2の(1)の検査の対象農場に限る。）の外縁部及び豚舎周囲へ消石灰の散布等を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。
- (4) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、(3)の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。
- (5) 臨床症状が確認されている豚等のと殺を優先して行う。
- (6) 畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。
 - ① 外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。
 - ② 豚等が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。
- (7) と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素によるガス殺等の方法により迅速に行う。
 また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。
- (8) 都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時又はと殺前に発症している豚等の場所や頭数を記録するとともに、当該豚等の病変部位を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない豚等を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。
- (9) 都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。

2 死体の処理（法第21条）

- (1) 患畜又は疑似患畜の死体は、原則として、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、1の(3)の発生農場における措置が完了してから72時間以内に、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。
- (2) 農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
 - ① 当該死体を十分に消毒する。
 - ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ④ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

⑥ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

⑦ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。

⑧ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑨ 移動経過を記録し、保管する。

(3) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては(2)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(2)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で埋却は、原則として、(1)の場所に行う。

(4) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

① 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

② 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

③ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。

④ 焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及び③の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

3 汚染物品の処理（法第23条）

(1) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

① 精液及び受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあっては、病性等判定日から遡つて15日目の日より前に採取され、区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたものを除く。）

② 豚等の排せつ物等

③ 敷料

④ 飼料

⑤ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

(2) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。

① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

③ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

⑤ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑦ 移動経過を記録し、保管する。

- (3) 焚却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
- ① 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - ② 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ③ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

4 畜舎等の消毒（法第25条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、炭酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、次亜塩素酸塩、逆性石けん、ヨウ素化合物等を成分とする消毒薬を用いて行う。

5 畜舎等における殺鼠剤・殺虫剤等の散布等

病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等と共に、はえ等の駆除及びアフリカ豚熱ウイルスを伝播する可能性がある吸血昆虫（ダニ等）の散逸を防ぐために、畜舎内を中心殺虫剤（フェニトロチオン製剤、トリクロルホン製剤、プロペタンホス製剤、カルバリル製剤等）を散布する。

6 豚等の評価

- (1) 豚等の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該豚等が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。
- (2) 評価額の算出は、原則として、当該豚等の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該豚等の体型、産歴、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
- (3) 豚等の所有者等は、と殺に先立ち、豚等の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体）ごとに、当該豚等の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。
- (4) 農林水産省は、都道府県において豚等の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 1 都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、アフリカ豚熱の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
- 2 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- 3 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するよう努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

① 移動制限区域

- ① 都道府県は、第5の2により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家畜等（4に掲げるものをいう。（2）及び5の（6）において同じ。）の移動を禁止する区域（以下第1節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であってもアフリカ豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

- ② 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかである場合、又は第4の4の（2）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、豚等の飼養密度に応じ、半径3kmを超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

（2）搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、（1）の（2）の場合には、移動制限区域の外縁から7km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

（3）家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する豚等が第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径1km以内の区域について、移動制限区域として設定する。
- ② 当該豚等の出荷元の農場を中心として、原則として（1）及び（2）と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

（4）制限区域の設定方法

① 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適當なものに基づき設定する。

② 制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

③ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

- ア 制限区域内の豚等の所有者、市町村及び関係機関への通知
- イ 報道機関への公表等を通じた広報
- ウ 主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

（5）豚等の所有者への連絡

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に對し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。

（6）制限区域内の農場への指導

都道府県は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。

2 制限区域の変更

（1）制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

（2）制限区域の縮小

発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなつたときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径1kmまで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から7km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

3 制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(1) 移動制限区域

① 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（1回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後11日が経過した後に実施する第12の2の(2)の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

② 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後22日が経過していること。

(2) 搬出制限区域

①の①で行う第12の2の(2)の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1) 生きた豚等

② 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って15日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

(3) 豚等の死体

(4) 豚等の排せつ物等

(5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

5 制限の対象外

(1) 移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷

① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第10の3により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる。

ア 当該農場について、第12の2の(1)の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

イ 出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って3日以内に採材した検体がPCR検査により陰性が確認されていること。

(2) 豚等の移動時には、次の措置を講ずる。

ア と畜をする当日に移動させる。

イ 移動前に、臨床的に農場の豚等に異常がないか確認する。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 荷台は体液等の漏出防止措置を講じる。

オ 車両は、他の豚等の飼養場所を含む関連施設に入らない。

カ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク 移動経路を記録し、保管する。

(2) 搬出制限区域内の豚等のと畜場への出荷

搬出制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域外のと畜場に出荷させることができる。

この場合、当該出荷前に家畜防疫員による臨床検査で異常がないことを確認するとともに、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(3) 制限区域外の豚等のと畜場への出荷

制限区域外の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第10の3により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる。

この場合、当該出荷前後及び当該出荷中の消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(4) 制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料又は飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

(2) 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 移動前に、家畜防疫員が当該農場の豚等に異状がないか確認する。

イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

キ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ケ 移動経路を記録し、保管する。

(3) 焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講じる。

イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 死体等の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

(5) 制限区域外の豚等の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の豚等の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(4)の③の措置を講ずる。

(6) 移動制限区域外の家畜等の通過

移動制限区域外の農場の家畜等について、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過しなければ、移動制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は搬出制限区域内を通過させることができる。この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ただし、搬出制限区域内の農場の豚等の制限区域外への移動に当たっては、と畜場以外の目的地に移動させることはできない。

第10 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 移動制限区域内の制限

- (1) 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。
 - ① と畜場における豚等のと畜
 - ② 家畜市場等の豚等を集合させる催物
 - ③ 豚等の放牧
- (2) 都道府県は、移動制限区域内のと畜場や化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ぜるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させるものとする。

2 搬出制限区域内の制限

- 都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における家畜市場等の豚等を集合させる催物の開催を停止する。

3 と畜場の再開

(1) 再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場でアフリカ豚熱が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

- ① 車両消毒設備が整備されていること。
- ② 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。
- ③ 定期的に清掃・消毒をしていること。
- ④ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- ⑤ (2)の事項を遵守する体制が整備されていること。

(2) 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

- ① 作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業衣服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- ② 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- ③ 豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
- ④ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時にと畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。
- ⑤ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと殺解体をすること。
- ⑥ 搬入した豚等について、と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、と殺解体をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。
- ⑦ 搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること。
- ⑧ 豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

- 1 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。
- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場から概ね半径1kmの範囲内）、制限区域の境界その他の場所を選定する。また、制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。
 - ① 道路網の状況
 - ② 一般車両の通行量
 - ③ 畜産関係車両の通行量
 - ④ 山、河川等による地域の区分

3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

第12 ウィルスの浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) 調査の実施方法

都道府県は、第4の4の(2)による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある豚等（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

(2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から④までのいずれかに該当する豚等であることが明らかとなつたものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに特定症状の有無等の異状について、立入り又は聞き取りにより確認する（(1)又は2の(1)の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く。）。

また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性がある日から22日を経過した後に、必要な検査を行う。その際、血清抗体検査を実施する必要がある場合にあっては、血液を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、22日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

- ① 病性等判定日から遡って8日以上22日以内に患畜と接触した豚等
- ② 病性等判定日から遡って8日以上22日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した豚等
- ③ 第5の2の(2)の⑤から⑦までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等
- ④ その他、病性等判定日から遡って22日以内に発生農場の衛生管理区域に入りした人、物又は車両が当該入りした日から7日以内に他の農場の衛生管理区域に入りした場合や他の農場の豚等や車両がと畜場等において発生農場からの出荷豚等や車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある豚等が飼養されている当該他の農場の豚等

(3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断されてから、(2)の検査で陰性が確認されるまで、法第32条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

- ① 生きた豚等
- ② 当該農場で採取された精液及び受精卵等（病性等判定日から遡って15日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- ③ 豚等の死体
- ④ 豚等の排せつ物等
- ⑤ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

(4) 移動制限の対象外

(3)の移動制限の対象となった場合であっても、まん延防止のための措置が適切に実施されている場合等については、動物衛生課と協議の上、特定の場所へ移動させることができる。

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、アフリカ豚熱の発生が確認された場合には、原則として24時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、検体（血液及び死亡豚等の扁桃）を採材し、PCR検査を実施する。また、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合にあっては、検体を動物衛生研究部門に送付する。

(2) 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後11日が経過した後に、当該移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、(1)と同様に検体を採材し、PCR検査を実施する。また、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合にあっては、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

3 1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

- (1) 農林水産省は、1の(2)又は2の検査及びこれらの検査後に行う第4の7の検査の結果について、第5の判定を行う。
- (2) 農林水産省は、1の調査及び2の検査並びにこれらの検査後に行う第4の7の検査の結果並びに(1)において行う第5の2の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針（第6の2の(1)により決定するものをいう。）の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。

4 検査員の遵守事項

1及び2の調査又は検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- (1) 発生農場の防疫措置に従事した日から7日を経過していない者は、1及び2の調査又は検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。
- (2) 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。
- (3) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡などの他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
- (4) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (5) 立ち入った農場の豚等について1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の豚等が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

5 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

- (1) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1の3の(2)によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導等の結果等により、制限区域内を中心に豚等を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。
- (2) 都道府県は、(1)の結果、豚等の所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければアフリカ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。
 - ① 飼養衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
 - ② 飼養衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
- (3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた豚等の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

6 野生いのししの感染確認検査

都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、発生農場の周囲の地域において、野生いのししの感染確認検査を実施する。

第13 予防的殺処分（法第17条の2）

1 予防的殺処分の実施の判断

- (1) 予防的殺処分は、アフリカ豚熱に感染していない健康な豚等を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合や同処分がまん延防止のため最も効果的であることが明らかな場合の措置として実施する。
- (2) このため、農林水産省は、①又は②の要素を考慮して、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限等のまん延防止対策又は第1の5並びに第24の1及び2に掲げる野生いのしし対策では、感染拡大の防止が困難と考えられる場合に、予防的殺処分の実施を決定し、原則として、発生農場又は陽性となった野生いのししが確認された地点等を中心とした半径500mから3km以内の区域の中で、指定地域を設定する。その際、農林水産省は、当該指定地域を農林水産省ウェブサイトへの掲載により、公示する。

なお、①又は②の検討に当たっては、第12の1、2及び6並びに第24の1の調査の結果等を参考とする。

① 豚等における要素

ア 予防的殺処分以外の防疫措置の有効性

イ 感染の急速な広がり

ウ ウイルス浸潤状況

② 野生いのししにおける要素

ア 予防的殺処分以外の防疫措置の有効性

イ 感染の急速な広がり

ウ ウイルス浸潤状況

エ 野生いのししの状態（病変、検査結果等）

オ 環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、地理的状況等）

カ 周辺農場の飼養衛生管理の状況

2 指定地域の変更

農林水産省は、必要に応じて、1の(2)で設定した指定地域の範囲を拡大することができる。

3 指定地域の解除

農林水産省は、1の(2)で設定した指定地域内の予防的殺処分が終了した場合、又は他の対策を講じる方が効果が高いと判断される場合は、同地域の指定の全部又は一部を解除する。

4 予防的殺処分の実施手順等

- (1) 農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

① 実施時期

② 実施地域

③ 対象家畜

④ その他必要な事項

- (2) 予防的殺処分は、第7の1に規定すると殺に準じて行う。また、第7の6に規定する方法を参考に、予防的殺処分の対象となる豚等の評価を行う。

この場合、当該豚等の評価については、当該豚等を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とする。

第14 ワクチン

アフリカ豚熱の発症の抑制に効果的なワクチンが開発されていないことから、ワクチンは、使用しない。

第15 家畜の再導入

都道府県は、豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための豚等（以下「モニター豚」という。）を導入するよう当該農場を指導する。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導する。

また、都道府県は、当該農場がモニター豚を導入した場合、導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入したモニター豚の臨床検査及びPCR検査を実施する。

併せて、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

なお、第13に基づき予防的殺処分を実施した農場に対しても、動物衛生課と協議の上、上記の対応に準じた指導を行う。

第16 発生の原因究明

- 1 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する疫学情報の収集、豚等、人（農場作業者、獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡獣畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、第12の6に掲げる野生いのししにおける感染確認検査、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。
- 2 小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。

第2節 野生いのししにおける防疫対応**第17 感染の疑いが生じた場合の対応等****1 アフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応**

都道府県は、第3の3の野生いのししの調査又は第12の6の野生いのししの感染確認検査の結果、野生いのししにおいて、アフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課に報告の上、直ちに当該いのしし（2において「感染疑い野生いのしし」という。）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、2の準備を進める。

また、併せて、第4の3に準じて、動物衛生課と協議の上、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。

2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

- (1) 感染疑い野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域に所在する農場の戸数及び飼養頭数の確認
- (2) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場でアフリカ豚熱が発生する場合に豚等のと殺等の防疫措置を実施するために必要となる人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。）
- (3) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場における埋却地又は焼却施設等の確保状況（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）の確認
- (4) 消毒ポイントの設置場所の選定
- (5) 感染疑い野生いのししが確認された地点の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡

- (6) 感染疑い野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域の農場の豚等及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導
- (7) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺における防護柵等による囲い込みの実効性の確認及び野生いのししの個体数の削減に向けた体制の確認

3 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、1により都道府県から検体の送付があった場合には、抗原検査（PCR検査、ウイルス分離検査）を行うとともに、必要に応じて、遺伝子解析・血清抗体検査を行う。また、その結果について、動物衛生課に報告する。

第18 病性の判定

農林水産省は、第17の1により必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は、都道府県で行うPCR検査の結果及び動物衛生研究部門で行う遺伝子検査（PCR検査及び必要に応じた遺伝子解析）の結果を踏まえ、病性を判定する。ただし、これにより陽性であると判定された野生いのししが確認された地点周辺の地域において、既にアフリカ豚熱ウイルスに感染した野生いのししが確認されている場合は、動物衛生研究部門の検査結果を待たずに判定する。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

第19 病性判定時の措置**1 関係者への連絡**

- (1) 都道府県は、第18により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び当該野生いのししが確認された地点について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

- ① 当該都道府県内の豚等の所有者及び飼養衛生管理者
- ② 当該都道府県内の市町村
- ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体
- ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
- ⑤ 近隣の都道府県

- (2) (1)により情報を提供する際には、当該情報提供を受ける者に対し、当該情報提供がアフリカ豚熱のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

- (3) 都道府県は、第18により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陰性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を第17の2の(5)及び(6)に規定する者に連絡する。

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

- (1) 農林水産省は、野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定後、速やかに、農林水産省対策本部を開催し、防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

- (2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、必要に応じて次の職員等を発生都道府県に派遣する。

- ① (1)の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員

- ② (1)の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学や野生いのしし等の専門家

- (3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、都道府県対策本部を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。

- (4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。
 - (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
 - (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
 - (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。
 - (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。
- 3 報道機関への公表等**
- (1) 第18により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
 - (2) (1)による公表は、原則として、農林水産省及び都道府県が同時に実行する。
 - (3) (1)による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。
 - (4) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - ② 野生いのししが確認された地点には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

第20 通行の制限又は遮断（法第10条及び法第25条の2第3項）

- 1 都道府県又は市町村は、第18による野生いのししにおけるアフリカ豚熱の病性の判定後、当該野生いのししが確認された地点周辺の環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、(1)又は(2)の期間を定め、当該地点周辺への不要・不急の立ち入りの制限（当該地域で行う経済活動や観光活動等を含む。）や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
なお、当該措置を講じる場合は、当該地点を管轄する警察署等と事前に必要な協議・調整を行うものとする。
 - (1) 当該地点を中心とした半径3km以内の区域の豚等を飼養する農場に対し、発生予防対策のために1の措置を講じる場合：法第10条第3項に基づき、72時間を超えない期間
 - (2) (1)と同じ区域において豚等を飼養する農場は無いが、ウイルスの拡散防止のために1の措置を講じる場合：法第25条の2第3項に基づき、ウイルスの浸潤状況等が判明するまでの間を目安とした期間
- 2 野生いのししにおける感染状況等から、通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、まん延防止の観点から、適切な制限を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- 3 家畜伝染病予防法施行令第3条又は第7条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

1 移動制限区域の設定

都道府県は、第18により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、家畜等（7に掲げるものをいう。）の移動を禁止する区域（以下第2節において「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第18の判定前であっても、アフリカ豚熱である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

2 移動制限区域の設定方法

- (1) 移動制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。
- (2) 移動制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
- (3) 移動制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。
 - ① 移動制限区域内の豚等の所有者、市町村及び関係機関への通知
 - ② 報道機関への公表等を通じた広報
 - ③ 主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

3 豚等の所有者への連絡

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び第24の1の(2)の立入検査の予定について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。

4 移動制限区域内の農場への指導

都道府県は、移動制限区域の設定を行った場合は、移動制限区域内の全ての豚等の所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生いのし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。

5 移動制限区域の変更

- (1) 移動制限区域の拡大
野生いのししにおける感染の確認状況等から、移動制限区域外の豚等での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を拡大する。
- (2) 移動制限区域の縮小
野生いのししにおける感染の確認状況等から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなってきたときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径3kmまで縮小することができる。

6 移動制限区域の解除

移動制限区域は、野生いのししにおける浸潤状況等から、豚等への感染リスクが無視できると考えられる場合は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、解除又は制限措置の一部の解除をする。

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた豚等
- (2) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵等（病性判定日から遡って15日目の日又は病性の判定がなされた野生いのししの発見日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (3) 豚等の死体
- (4) 豚等の排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

8 移動制限の対象外

7の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第24の1の(2)の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

(1) と畜場に出荷する場合（と畜場に直接搬入する場合に限る。）

- ① 豚等の所有者は、原則1か月間の出荷計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。計画に変更があった場合は、速やかに家畜保健衛生所に報告すること。
- ② 管理獣医師又は豚等の所有者は、原則として、出荷前の1週間程度経時に臨床症状を確認した後、出荷前日の朝に全ての出荷予定の豚等全頭の体温を測定するとともに、改めて臨床症状を確認すること。その結果について、毎日の報告と併せて家畜保健衛生所に報告すること。
- ③ 家畜保健衛生所は、②の報告による発熱の有無、臨床症状等を確認すること。
- ④ ③で出荷豚群の複数頭で40℃以上の発熱が認められる等アフリカ豚熱が否定できない場合があれば、農場に立ち入り、採材し、精密検査（血液検査、PCR検査）を実施すること。
- ⑤ ③で異状がなければ、豚等の所有者に対して出荷を許可する旨の連絡をすること。
- ⑥ また、家畜保健衛生所は出荷先のと畜場での消毒状況等のウイルス侵入防止、まん延防止対策が適切に行われていることを事前に確認すること。

(2) 他農場へ生体の子豚や種豚を移動する場合

- ① 豚等の所有者は、原則1か月間の移動計画を家畜保健衛生所に事前に提出すること。
- ② 原則として、都道府県内の移動とするが、当該都道府県外に移動する場合は受け入れ先の都道府県に確実に連絡すること。
- ③ 原則として、移動豚全頭についてPCR検査で陰性が確認されていること。
- ④ 移動先の農場で、少なくとも15日間経過観察すること。その際、可能な限り隔離すること。

(3) 他農場へ精液及び受精卵等を移動する場合

精液及び受精卵等は、区分管理で保管され、区分管理された場所に入る際は、専用衣服等の着用や手指等の消毒を徹底し、病原体を持ち込まない措置が講じられていること。
また、作業で使用する道具や機材については、確実に消毒又は滅菌されたものを使用されていること。

① 精液

原則として、採精後、当該豚について異状の有無を確認の上、PCR検査を実施し陰性を確認すること。また、検査の結果が出るまでは、供給しないこと。

なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている精液と区分して管理すること。
ただし、採血が困難な場合に限り、採精した精液についてPCR検査を実施し、陰性を確認すること。

② 受精卵

原則として、採卵後、当該豚について異状の有無等を確認の上、PCR検査を実施し陰性を確認すること。なお、検査の結果が出るまでは、既に区分管理されている受精卵と区分して管理すること。

(4) 豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行うことを目的に、焼却施設等やその他必要な施設に豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

① 移動する際の措置

- ア 移動日又は前日の夜に、家畜防疫員が報告徴求等により当該農場の豚等に異状がないことを確認すること。
- イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いるよう指導すること。また、これらが確保できない場合は、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずること。
- ウ 積み込み前後に車両表面全体を消毒すること。また、可能な限り消毒状況を確認すること。
- エ 原則として、他の農場付近の通行は避け、可能な限り、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定すること。
- オ 複数の農場を経由しないこと。
- カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒すること。
- キ 移動日を記録し、保管すること。

② 焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行う場合の措置

- ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。
- イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずること。
- ウ 死体等の焼却、化製処理、堆肥化処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒すること。
- エ 家畜飼養器具は、適切な消毒方法により消毒すること。また、家畜防疫員が可能な限り、消毒状況を確認すること。

第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 移動制限区域内の制限

- (1) 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。
 - ① と畜場における豚等のと畜
 - ② 家畜市場等の豚等を集合させる催物
 - ③ 豚等の放牧
- (2) 都道府県は、移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させるものとする。

2 と畜場の再開

(1) 再開の要件

移動制限区域内のと畜場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、と畜場でアフリカ豚熱が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

- ① 車両消毒設備が整備されていること。
- ② 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。
- ③ 定期的に清掃・消毒をしていること。
- ④ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- ⑤ (2)の事項を遵守する体制が整備されていること。

(2) 再開後の遵守事項

- 再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。
 - ① 作業従事者がと畜施設に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
 - ② 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

- ③ 豚等の搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
- ④ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、搬入時に畜場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該豚等を搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。
- ⑤ 移動制限区域内の農場から豚等を搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちにと殺解体をすること。
- ⑥ 搬入した豚等について、と畜場法に基づき、と殺解体をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。
- ⑦ 搬入した豚等は、農場ごとに区分管理すること。
- ⑧ 豚等及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

第23 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

- 1 都道府県は、第18による野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、ウイルスの拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。
- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、第18により陽性であると判定された野生いのししが確認された地点周辺の山道の出入口、近隣の農場周辺、移動制限区域の境界その他の場所を中心に選定する。また、豚等において発生があった場合は、その都度、設置場所を見直す。
 - (1) 山道・道路網の状況
 - (2) 人・一般車両の通行量
 - (3) 畜産関係車両の通行量
 - (4) 山、河川等による地域の区分
- 3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき、複数か所設置する等の措置を講じる。

なお、第18により陽性であると判定された野生いのししが確認された地点周辺の山道等に消毒ポイントを設置する場合は、ウイルスの野生いのししへの拡散を防ぐため、当該地点を通過する人の消毒を徹底する。

第24 ウィルスの浸潤状況の確認等

1 ウィルスの浸潤状況の確認

(1) 野生いのししにおける検査等

都道府県は、第18により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、当該野生いのししが確認された地点及び感染源となり得ると考えられた地点を中心とした半径10km以内の区域において、死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししについて、ウイルスの浸潤状況の確認のために、原則として、PCR検査を実施する。特に、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径3km以内の区域については、浸潤状況の迅速な把握及び感染源の排除のため、関係機関が連携して、死亡した野生いのししを積極的に捜索し、PCR検査を実施する。また、それに外接する地域においては、野生いのししの捕獲を進め、感受性動物の個体数の削減を図る。その際、可能な限り防護柵等により囲い込みを行う。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の判定前に実施することができる。

(2) 豚等における検査

都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、PCR検査を実施する。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。

2 周辺野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策

都道府県は、1により発見した死亡いのしし及び捕獲された野生いのししが確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、獣友会等の関係者に対し、協力を要請する。

3 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

- 1 都道府県は、第18により野生いのししにおいてアフリカ豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1の3の(2)によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、移動制限区域内を中心に豚等を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。
- 2 都道府県は、(1)の結果、豚等の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければアフリカ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。
 - ① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
 - ② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
- 3 都道府県は、(2)の勧告を受けた豚等の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第4章 その他

第25 その他

- 1 種豚など遺伝的に重要な豚を含め、畜産関係者の保有する豚等について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種豚の分散配置等により、日頃からリスク分散を図る。
- 2 農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 3 農林水産省は、防疫措置の改善等に寄与する研究・開発を進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。
- 4 都道府県は、アフリカ豚熱が終息した後も、豚等の所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。
- 5 農林水産省消費・安全局長は、アフリカ豚熱が発生した場合であって、本指針に追加して防疫措置等を講ずる必要が生じた場合には、小委の専門家等の意見を踏まえ、通知等により、緊急的に運用することとし、防疫措置終了後に本指針の改正を検討することとする。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第6項の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部を令和2年7月1日付けで次のように変更したので、同条第1項の規定に基づき、公表する。

令和2年7月1日

農林水産大臣 江藤 拓

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針

前文

- 1 鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）では、そのうち、次の3つを規定している。
 - (1) 高病原性鳥インフルエンザ

国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろぼろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病
 - (2) 低病原性鳥インフルエンザ

H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病
 - (3) 鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による飼養されている鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病
- 2 高病原性鳥インフルエンザは、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 3 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝播力の強さ及び高致死性から、ひとたびまん延すれば、
 - (1) 養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、
 - (2) 国民への鶏肉及び鶏卵の安定供給を脅かし、
 - (3) 國際的にも、高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。
- 4 低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した発生事例も確認されている。
- 5 また、海外では、家きん等との接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルス及び低病原性鳥インフルエンザウイルスへの人の感染及び死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。
- 6 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、訪日外国人等の渡航者の増加や物流の活性化による人や物を介したウイルスの侵入も考えられることから、今後も我が国に本病が侵入する可能性は高い。
- このため、国民、日本への入国者及び帰国者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に本病ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、家きんの所有者（当該家きんを管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
- 7 なお、本指針については、海外における本病の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、隨時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。

第1章 基本方針

第1 基本方針

- 1 本病の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。
- 2 国は、人、物等を介した諸外国から我が国への本病ウイルスの侵入を防止するため、家きん及び畜産物をはじめとした家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれのある物に係る輸出入検疫を適切に実施する。

3 家きんの所有者は、家きんの伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、家きんの飼養衛生管理等の措置を適切に実施しなければならない。そのために重要なのは、家きんの健康観察と記録、本病が疑われる場合の届出の習慣化・確実な実行、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することである。

このため、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、全ての家きんの所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。

- (1) 農林水産省は、都道府県や家きんの所有者、飼養衛生管理者（法第12条の3の2第1項に規定する飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）、関係団体等に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、都道府県に対し必要な指導及び助言を行うことに加え、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する本病に関する研究を推進する。
- (2) 都道府県は、平時から、家きんの所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に必要な情報提供を行うとともに、発生時に備えた準備を行うことに加え、特に次のように飼養衛生管理に係る指導等を行うことに留意して、本病の発生予防を徹底する。
 - ① 家きんの所有者による飼養衛生管理基準の遵守状況を、法第12条の4に基づく定期の報告はもとより、その他の機会も活用的確に把握する。
 - ② ①の結果、従前の発生事案に係る疫学調査において指摘された項目等に照らして、遵守の状況に不十分な点があること等を確認した場合は、その改善又は是正のため、法第12条の5及び第12条の6に基づく家きんの所有者への指導及び助言、勧告、命令等の必要な措置を確実に実施する。
 - ③ ②により必要な措置を実施した場合は、改善又は是正の状況を立入り等によって確認する。状況の確認によてもなお、不十分な点が確認される場合は、②により必要な措置を更に実施する。
 - ④ ②又は③により必要な措置を実施した場合は、改善又は是正の状況も含め、遅滞なく農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）へ報告する。なお、報告を受けた動物衛生課は、法第12条の7に基づき、報告を受けた事項について都道府県ごとに整理の上、農林水産省ウェブサイトに公表し、必要に応じて都道府県の実施した措置について検証を行う。
 - ⑤ 市町村及び関係団体は、都道府県の行う家きんの所有者等への必要な情報の提供や発生時に備えた準備に協力するとともに、家きんの所有者に必要な支援を行う。
 - ⑥ 飼料の製造・販売業者、廃鶏取扱業者、死亡鳥取扱業者、化製処理施設、食鳥処理場、集卵業者、G Pセンター等の畜産業に関連する事業を行なう者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行なう家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置に協力する。
- 4 発生時には、迅速かつ的確な初動防疫対応により、まん延防止及び早期終息を図ることが重要であり、特に第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された家きんが飼養されている農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒に加え、第12の1に基づく疫学的調査による疫学関連家きんの特定が非常に重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までに基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようするために、予備費の計上その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

このことも踏まえて、行政機関及び関係団体等は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動防疫対応を行う。

 - (1) 農林水産省は、初動防疫対応等を定めた防疫方針（第6の2の(1)の防疫方針をいう。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てる。

- (2) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行するとともに、第12の1に基づく疫学調査により疫学関連家きんを早期に特定し、厳格に監視する。
- (3) 市町村、関係団体及び関連事業者は、都道府県の行う具体的な防疫措置に協力する（都道府県が市町村又は関係団体等に委託して実施する場合には、当該防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。
- 5 なお、国は、あらかじめ定めた4の(1)の防疫方針に基づく初動防疫対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を聴きつつ、法第3条の2第2項に基づき、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第2-1 平時からの取組

1 農林水産省の取組

- (1) 諸外国やOIE等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国人、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。
- (2) 本病の特徴、農場（家きんの飼養農場に限る。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点及び発生時に想定される防疫措置について、都道府県や家きんの所有者、飼養衛生管理者、関係団体等に情報提供するとともに、これらの情報を分かりやすくまとめ、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表する。
- (3) 空港における家きん及び畜産物の輸入検疫並びに入国者又は帰国人の靴底消毒を徹底する。特に、本病ウイルスの伝播可能期間等を考慮しつつ、本病の発生国からの入国者又は帰国人に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。
- (4) 各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。
- (5) 定期的に、全都道府県を対象とする防疫演習を開催し、問題点の把握とその解消を図る。

2 都道府県の取組

- (1) 1の(1)により提供を受けた発生状況等に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての家きんの所有者、関係団体等に周知する。
- (2) 外国人労働者、外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。
- (3) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。
- ① 法第51条に基づく農場への立入検査（原則として、年1回以上実施する。）
- ② 研修会の開催

特に大規模な家きんの所有者（鶏及びうずらにあっては10万羽以上、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥にあっては1万羽以上の所有者をいう。）については、法第52条に基づき、担当獣医師から飼養衛生管理の状況を定期的に都道府県に報告させるなど、十分な指導を行う。

- (4) 農場に入りする関連事業者に対し、衛生管理区域の出入口での消毒の励行など飼養衛生管理基準の遵守について周知するとともに、食鳥処理場、G Pセンター、化製処理施設及び共同堆肥施設等に対し、交差汚染防止のための消毒設備の設置等について指導する。

- (5) 第9の1の移動制限区域内の農場等を直ちに特定できるよう、農場ごとに、本病が発生した場合の初動防疫対応に必要な情報（農場の所在地、飼養鳥種、飼養羽数、埋却地等の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。

- (6) 発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、発生時の役割を見据え、防疫に必要な人員を確保するとともに、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理、衛生資材、薬品等の備蓄、特殊自動車（重機やフォークリフト等をいう。以下同じ。）及びこれを操縦する者等の調達先の確認、死亡家きん保管場所の確保等を行なう。また、発生時に円滑かつ的確に防疫作業が実施できるよう、可能な限り、資材や特殊自動車及びこれを操縦する者の調達等に関する防疫協定等の締結を進める。

- (7) 家きんの所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合は、次の措置を講ずる。

- ① 当該家きんの所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。
- ② 市町村、関係機関及び関係団体等と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第21条第7項に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。
- ③ 焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整する。なお、当該調整が困難な場合は、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討する。
- ④ 公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1及び2に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
- (2) 家きんの所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

4 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じる。
- (2) 1から3までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

1 農林水産省の取組

- (1) 発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む家畜防疫員の人材育成を支援する。
- (2) 周辺国で分離されたウイルスに対する有効なワクチンの情報を収集した上で、必要な事態になったときに活用できる可能性の高いワクチンを検討し、必要十分な量を備蓄する。
- (3) 発生時に各種検査や防疫作業に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑かつ安定的に行われるよう、体制を構築する。

2 都道府県の取組

- (1) 家きんの所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動防疫対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行うとともに、特殊自動車を操縦する者のリストアップを行う。
- また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。

- (2) 発生時には、近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の家きんの飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。
- (3) 発生時に近隣の都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図るとともに、発生農場等において防疫措置を指揮できる家畜防疫員の育成に努める。
- (4) 発生時には、発生地域の家きんの所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることから、総務部局、精神保健主管部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的に対応できるよう努める。
- (5) 発生を迅速に発見する検査体制を常に整備し、地域の監視を適切に実施する。
- (6) 都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

3 市町村及び関係団体の取組

- (1) 1及び2に規定する農林水産省及び都道府県の取組に協力する。
- (2) 家きんの所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

4 関連事業者の取組

- (1) 消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じる。
- (2) 1から3までに規定する農林水産省及び地方公共団体の取組に協力する。

第2節 浸潤状況調査

第3 浸潤状況を確認するための調査

1 定点モニタリング

- (1) 都道府県は、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養をしている農場等の感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、各都道府県内における家畜保健衛生所数に3を乗じた戸数の農場を選定し、毎月1回、検査を行う。農場を選定する際には、農場の所在を勘案し、可能な限り偏在しないように努める。
- (2) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽（死亡家きんが確認された場合には、当該死亡家きんを含む。）を対象に、気管スワップ、クロアカスワップ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。
- (3) 都道府県は、(2)で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

2 強化モニタリング

- (1) 都道府県は、当該都道府県内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で10%の感染を検出できる数を対象として検査を行う。検査対象の農場の選定は、農場を飼養規模別にグループ化し、当該グループごとに無作為抽出法により行う。
- (2) 当該検査は、渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として10月から5月までの間に計画的に実施する。
- (3) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽を対象に、血液を検体として採材する。
- (4) 都道府県は、(3)で採材した検体について、血清抗体検査を行う。

3 モニタリング結果の報告等

- (1) 都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの対象農場について、農場の概要（所在地、飼養鳥種、飼養羽数等）及び定点モニタリングにあってはその選定理由について、遅滞なく、動物衛生課に報告する。

- (2) 都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、毎月、動物衛生課に報告する。ただし、モニタリングの結果が陽性となった場合には、直ちに動物衛生課に報告する。

4 モニタリングを行う検査員の遵守事項

- 採材を行った者は、次の事項を遵守する。
- (1) 農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
 - (2) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
 - (3) 立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、第4の5の①の遺伝子検査の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

第3章 まん延防止対策

第4 異常家きんの発見及び検査の実施

1 家きんの所有者等から届出を受けたときの対応

- (1) 都道府県は、次の場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

① 家きんの所有者、獣医師等から、同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間（当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算21日間）をいう。以下同じ。）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている旨の届出を受けた場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかであると獣医師又は家畜保健衛生所が判断する場合は、この限りでない。

② 民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査により陽性となった旨の届出を受けた場合

③ ①及び②のほか、次に掲げる場合など高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる旨の届出を受けた場合

ア 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合

イ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかであると獣医師又は家畜保健衛生所が判断する場合を除く。）又はまとまってうずくまっている場合

④ 都道府県は、(1)の届出を受けた場合には、届出者等に対し、当該農場の家きん及び家きんの死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

2 農場での検査等

- (1) 家畜防疫員は、1の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して家きん舎に入り、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況を確認するとともに、異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては11羽以上（11羽に満たない場合は全羽）、生きた家きんについては少なくとも2羽）を対象とした簡易検査を行う。その際、可能な限り異常家きんを含む家きんの群の状況についてデジタルカメラで撮影する。

(2) 家畜防疫員は、簡易検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況、撮影した写真並びに簡易検査の結果を都道府県畜産主務課に電話又は電子メール等で報告する。

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による検査の結果、次のいずれかを確認した場合には、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況、撮影した写真並びに簡易検査の結果等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

② 簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された場合

③ 民間獣医師等が行った簡易検査や血清抗体検査により陽性となったことが確認できた場合

3 農場等における措置

(1) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、2の農場の家きんの所有者に対して、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

① 気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。

② 法第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア 生きた家きん

イ 家きん卵（ただし、GPセンター等（液卵加工場を含む。以下同じ。）で既に処理されたものを除く。）

ウ 家きんの死体

エ 家きんの排せつ物等

オ 敷料、飼料及び家きん飼養器具

③ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

④ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

⑤ 必要に応じて、当該農場を中心とした半径3km以内の区域の農場について、②に掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。

(2) 都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去21日間（⑤を除く。）の次の疫学情報を収集し、第5の2の疑似患畜及び第12の1の(2)の疫学関連家きんを特定するとともに、それらの情報を動物衛生課に提出する。

① 家きんの移動履歴

② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲及び入退場履歴

ア 家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員及びキャッチャー（鶏を出荷用のカゴ等に入れる作業員）等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者

イ 家きん運搬車両、廃鶏運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両

③ 堆肥の出荷先

④ 種卵の出荷先

⑤ 検査のスケジュール

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、速やかに（遅くとも5の(1)の①の遺伝子検査の結果が出る前まで）、動物衛生課に報告する。

(1) 当該農場における家きん舎等の配置の把握

(2) 周辺農場における家きんの飼養状況の整理

(3) 家きんとの殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。）

(4) 患畜及び疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する移動式焼却炉の利用の有無を含む。）

(5) 消毒ポイントの設置場所の選定

(6) 当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体への連絡

5 都道府県による家畜保健衛生所での検査及び検体の送付

(1) 都道府県は、家畜保健衛生所で次の検査を行う。

① H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査（PCR検査及びリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）

② 寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査

③ ウィルス分離検査

(2) 都道府県は、次のいずれかに該当する場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、簡易検査を実施した検体（懸濁液、スワブ）、分離されたウィルス又は遺伝子増幅産物を動物衛生研究部門に送付する。

① 簡易検査が陽性となった場合

② ウィルス分離検査の結果、赤血球凝集能があるウイルス（HI試験（抗体のHA亜型を判別する赤血球凝集抑制反応試験をいう。以下同じ。）により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離された場合

③ 遺伝子検査の結果、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された場合

6 都道府県が実施するモニタリングで発見された場合の対応

(1) ウィルスが分離された場合

都道府県は、第3の1の定点モニタリングにおいて、インフルエンザウイルスである疑いのあるウイルス（HI試験により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離された場合には、直ちに次の措置を講ずる。

① 動物衛生課とあらかじめ協議の上、分離されたウイルスを動物衛生研究部門に送付する。

② 分離されたウイルスについて、遺伝子検査を行う。

③ 家畜防疫員を現地に派遣し、当該農場における死亡羽数の推移並びに死亡家きん及び異常家きんの状況を確認する。

④ 3の(1)②から⑤まで及び3の(2)の措置を講ずる。

(2) ウィルスが分離されずに血清抗体検査のみが陽性となった場合

① 都道府県は、第3の1の定点モニタリング又は第3の2の強化モニタリングにおいて、ウイルスが分離されずにA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、2の(1)及び5の(1)の検査を行う。

② ①の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議の上、H5又はH7亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動物衛生研究部門に送付する。

③ ②の検査の結果、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が検出された場合には、第15の農場監視プログラムを適用する。

7 野鳥等で感染が確認された場合の対応等

(1) 都道府県は、野鳥等の家きん以外の鳥類（その死体、糞便等を含む。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、原則として、次の措置を講ずる。

① 法第10条に基づき、当該鳥類が確認された場所又は当該鳥類を飼養していた場所（以下「確認地点」という。）の消毒並びに通行制限及び遮断（山中、住宅密集地等で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）

- ② 確認地点を中心とした半径3km以内の区域にある農場（家を100頭以上飼養する農場（だくとうにあつては、10頭以上飼養する農場）に限る。）に対する速やかな立入検査（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）
 - ③ 確認地点を中心とした半径3km以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家をに対する健康観察の徹底の指導
 - (2) 都道府県は、当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事する者（自然環境部局）及び家畜防疫員が相互に連絡し、適切に分担して、野鳥のサーベイランス検査を行う。
この際、家畜防疫員は、農場に対する指導及び検査を優先的に行うものとするが、可能な限り自然環境部局の行う野鳥のサーベイランス検査に協力する。
- 8 **動物衛生研究部門による検査**
- 動物衛生研究部門は、5、6及び第15の1の(4)により都道府県から検体の送付があった場合には、ウイルス亜型特定検査（ウイルスのHA亜型を特定する検査をいう。以下同じ。）、病原性判定試験（鶏への接種試験又はHA領域の遺伝子解析をいう。以下同じ。）又はHI試験を行う。また、その結果について、動物衛生課に報告する。
- 9 **その他**
- 1から5までの措置は、家をの所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家をが発見された場合についても、同様に行うものとする。また、都道府県は、食鳥処理場から高病原性鳥インフルエンザを疑う旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該食鳥処理場及び出荷農場に派遣し、食鳥処理場においては2に準じた措置を、出荷農場においては3に準じた措置を講じる。なお、異常家をが当該食鳥処理場の所在する都道府県外の農場から出荷された家をであることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、3に準じた措置を講じる。

第5 病性等の判定

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) 異常家をの届出があった場合

① 死亡率の推移、都道府県が行う臨床検査、簡易検査及び遺伝子検査の結果により判定する。なお、異常家をが発生農場と疫学的関連のある農場（患畜又は疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車両が出入りしている農場等）で飼養されている場合には、遺伝子検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる。

② ①により病性が判定されなかった場合には、都道府県が行うウイルス分離検査及び動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査の結果に基づき判定する。

③ ②により病性が判定されなかった場合には、②により分離されたウイルスについて動物衛生研究部門が行う病原性判定試験の結果に基づき判定する。

(2) モニタリング検査で発見された場合など、臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合

① インフルエンザウイルスが分離された場合には、都道府県が行う遺伝子検査並びに動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。

② 血清抗体検査のみが陽性となった場合には、都道府県が速やかに実施する再検査（臨床検査、遺伝子検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査）を踏まえ、次のとおり判定する。

ア 再検査の結果、臨床症状が確認された場合には、(1)により判定する。

イ 再検査の結果、臨床症状が確認されなかった場合には、都道府県が行う遺伝子検査の結果に基づき判定する。

ウ イにより病性が判定されない場合には、都道府県が行うウイルス分離検査並びに動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。

エ ウによりウイルスが分離されず、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生研究部門が行うHI試験の結果に基づき、第15の農場監視プログラムの適用を判断する。

2 患畜及び疑似患畜

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家をを高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

① 患畜

ア 分離されたウイルスが病原性判定試験により病原性が高いと判断される家を
イ 遺伝子検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、かつ、HA開裂領域の遺伝子解析により高病原性と判断される配列が検出された家を

② 疑似患畜

ア 患畜が確認された農場で飼養されている家を
イ 死亡、チアノーゼ等の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す家をが確認された農場において飼養されており、かつ、次のいずれかに該当する家を

ア 患畜又は疑似患畜（イ（ア）を除く。以下同じ。）に掲げる家をに限る。）が確認された農場と疫学的関連のある農場で飼養されており、簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が検出された家を

イ 遺伝子検査によりH5又はH7亜型に特異的な遺伝子が検出された家を
ウ 分離されたウイルスについて、遺伝子検査によりH5若しくはH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型であることが確認された家を

エ 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家を

ウ イに掲げる家をが確認された農場において飼養されている家を
エ 患畜又は疑似患畜（イに掲げる家をに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（イに掲げる家をに限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日から現在までの間に家をの飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家を

ただし、当該他の農場の飼養家をに異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

オ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜（イに掲げる家をに限る。）と接触したことが明らかとなった家を

カ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イに掲げる家をに限る。）と接触したことが明らかとなった家をであって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家を

- (2) 低病原性鳥インフルエンザ
農林水産省は、1の病性的判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家きんを低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜と判定する。ただし、高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定されるものを除く。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。
- ① 患畜
分離されたウイルスがH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスであって、病原性判定試験により病原性が低いと判断される家きん
- ② 疑似患畜
- ア 患畜が確認された農場で飼養されている家きん
 - イ 血清抗体検査によりA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場において、採材した検体についての遺伝子検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な遺伝子が検出された家きん
 - ウ 分離されたウイルスについて、遺伝子検査によりH5若しくはH7亜型に特異的な遺伝子が検出され、又はHI試験によりH5若しくはH7亜型であると確認された家きん
 - エ 血清抗体検査によりH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに対する抗体が検出された家きんが確認された農場で飼養されており、抗体の陽転又は抗体価の上昇が確認された家きん
 - オ イからエまでに掲げる家きんが確認された農場において飼養されている家きん
 - カ 患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場で患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）の病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に家きんの飼養管理に直接携わっている者が、当該飼養管理を行つて以降に直接の飼養管理を行つた他の農場において飼養されている家きん
ただし、当該他の農場の飼養家きんに異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。
 - キ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）の病性等判定日から遡って7日目の日から現在までの間に当該患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった家きん
 - ク 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（イからエまでに掲げる家きんに限る。）と接触したことが明らかとなつた家きんであって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家きん

第6 病性等判定時の措置

1 関係者への連絡

- (1) 都道府県は、第5の2により家きんが患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場（高病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の(1)の②のイに掲げる家きんに限る。）又は低病原性鳥インフルエンザの患畜若しくは疑似患畜（第5の2の(2)の②のイからエまでに掲げる家きんに限る。）が確認された農場をいう。以下同じ。）の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。
- ① 当該家きんの所有者
 - ② 当該都道府県内の市町村
 - ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他関係団体等
 - ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関
 - ⑤ 近隣の都道府県
- (2) (1)の場合、都道府県は、当該農場から半径3km以内の農場その他都道府県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。

- (3) (2)により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。
- (4) 都道府県は、家きんが患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該家きんの所有者及び第4の4の(6)に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該家きんの所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。
- 2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携**
- (1) 農林水産省は、患畜又は疑似患畜であると判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動防疫対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
 - (2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。
 - ① (1)の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員
 - ② (1)の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家
 - ③ と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム
 - ④ 小委に設置する疫学調査チーム
 - (3) 都道府県は、(1)の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県の防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。
 - (4) 都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の役割分担を定める。
 - (5) 農林水産省から派遣された(2)の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、(1)の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。
 - (6) 都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体、近隣の都道府県等との連絡体制を構築する。
 - (7) 農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。
 - (8) 農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。
- 3 報道機関への公表等**
- (1) 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。
 - (2) (1)による公表は原則として、農林水産省及び都道府県が同時にを行う。
 - (3) (1)による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
 - (4) (1)による公表に当たっては、我が国ではこれまで家きん肉・家きん卵を食べることにより人に感染した例は報告されていないこと等について正確な情報提供を行う。

- (5) 防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関に公表する。
- (6) 報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
 - ① プライバシーの保護に十分配慮すること。
 - ② 発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

4 防疫措置に必要な人員の確保

- (1) 都道府県は、第4の4で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。
- (2) 当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

第7 発生農場等における防疫措置

1 と殺（法第16条）

- (1) 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、と殺指示書を交付する。
- (2) 発生農場等への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、網を張る等の方法により閉鎖する。
- (3) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場の外縁部及び家きん舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、農場外への病原体拡散防止措置を行う。また、発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場（第12の2の(1)の検査の対象農場に限る。）の外縁部又は家きん舎周囲への消石灰の散布等を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。
- (4) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、(3)の発生農場における措置が完了してから目安として24時間以内にと殺を完了する。
- (5) と殺は、原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外でと殺を行う場合には、外部から見えないようブルーシート等で周囲を覆うとともに、家きんが逃亡しないようケージ等を用意し、ウイルスの拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。
- (6) と殺は、動物福祉に配慮しつつ、二酸化炭素によるガス殺、泡殺鳥機等により迅速に行う。また、臨床症状が確認されている家きん舎を優先して行う。
- (7) と殺に当たっては、防疫措置従事者の感染防止、健康管理及び安全確保に留意するとともに、家きんの所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。
- (8) 都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時又はと殺前に発症している家きんの場所や羽数を記録するとともに、当該家きんの病変部位を鮮明に撮影し、速やかに動物衛生課に送付する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない家きんを含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。
- (9) 都道府県は、積極的に民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者等に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、迅速にと殺を完了させる。

2 死体の処理（法第21条）

- (1) 患畜又は疑似患畜の死体は、原則として、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後、1の(3)の発生農場における措置が完了してから72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。

- (2) 農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、焼却又は埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 当該死体を入れた容器の外装等を十分に消毒する。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ③ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ④ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- ⑦ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
- ⑧ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑨ 移動経過を記録し、保管する。
- (3) 焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製処理を行う。化製処理を行うための死体の移動に当たっては(2)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(2)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上の埋却は、原則として、(1)の場所に行う。
- (4) 焼却又は化製処理を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
 - ① 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - ② 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ③ 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。
 - ④ 焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及び③の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。
- (5) 焼却、埋却又は化製処理が困難な場合には、発酵による消毒を行う。

3 汚染物品の処理（法第23条）

- (1) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却する。焼却又は埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野鳥を含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。
 - ① 家きん卵（ただし、病性等判定日から遡って7日目の日より前に採取され区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたもの、G Pセンター等で既に処理されたもの及び種卵を除く。）
 - ② 種卵（ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
 - ③ 家きんの排せつ物等
 - ④ 敷料
 - ⑤ 飼料
 - ⑥ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

- (2) やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。
- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 - ③ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 - ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
 - ⑤ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑦ 移動経過を記録し、保管する。
- (3) 焚却、化製処理又は消毒を行う場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
- ① 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
 - ② 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ③ 汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。
- 4 家きん舎等の消毒（法第25条）**
- と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した家きん舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、高温蒸気等を用いて行う。
- 5 家きん舎等における殺鼠剤等の散布等**
- 病原体の拡散防止措置として、と殺の終了後、家きん舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等を行う。
- 6 家きんの評価**
- (1) 家きんの評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該家きんが患畜又は疑似患畜であることは、考慮しない。
 - (2) 評価額の算出は、原則として、当該家きんの導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに産卵供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
 - (3) 家きんの所有者等は、と殺に先立ち、家きんの評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体型・骨格が分かる写真、評価額の算定に必要となる資料等を準備する。
 - (4) 農林水産省は、都道府県において家きんの評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

第8 通行の制限又は遮断（法第15条）

- 1 都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、本病の発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
- 2 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。

3 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条に規定する通行の制限又は遮断の手続等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するよう努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1 制限区域の設定

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

ア 都道府県は、第5の2により家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家きん等（4に掲げるものをいう。②及び5の9において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第5の2の判定前であっても高病原性鳥インフルエンザである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第4の3の(2)に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径10km以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、10kmを超えて設定する。

② 搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から10km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

③ 食鳥処理場で発生した場合

都道府県は、食鳥処理場に所在する家きんが第5の2により高病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

ア 当該食鳥処理場を中心として、原則として半径1km以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 当該家きんの出荷元の農場を中心として、原則として①及び②と同様に移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

ア 都道府県は、第5の2により家きんが低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径1km以内の区域について、移動制限区域として設定する。

イ 都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第4の3の(2)に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、原則として、半径5km以内の区域を移動制限区域として設定する。

なお、感染の拡大がより広範囲に及んでいると考えられる場合には、5kmを超えて設定する。

- ② **搬出制限区域**
都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径5km以内の移動制限区域に外接する区域について、搬出制限区域として設定する。
なお、①のイの場合には、移動制限区域の外縁から5km以内の区域について、搬出制限区域として設定する。
- (3) **制限区域の設定方法**
- ① 移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適切なものに基づき設定する。
 - ② 制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
 - ③ 制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。
 - ア 制限区域内の家きんの所有者、市町村及び関係機関への通知
 - イ 報道機関への公表等を通じた広報
 - ウ 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示
- (4) **家きんの所有者への連絡**
都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家きんの所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。
- (5) **制限区域内の農場への指導**
都道府県は、制限区域の設定を行った場合は、制限区域内の全ての家きんの所有者に対し、健康観察を徹底するよう指導するとともに、次の①から③までに掲げる異状を確認した場合にあっては、直ちに、その旨を報告するよう求める。また、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡羽数等について制限区域が解除されるまで報告するよう求める。
- ① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
 - ② 家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合
 - ③ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡していること（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっていることを確認した場合
- 2 制限区域の変更**
- (1) **制限区域の拡大**
発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。
 - (2) **制限区域の縮小**
1の(1)のア又は1の(2)の①のアの区域を超えて移動制限区域の設定又は拡大を行った場合であって、発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を高病原性鳥インフルエンザの場合は半径3kmまで、低病原性鳥インフルエンザの場合は半径1kmまで縮小することができる。その際、高病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域を、低病原性鳥インフルエンザの場合は、発生農場を中心とした半径5km以内の移動制限区域に外接する区域をそれぞれ搬出制限区域として設定する。

3 制限区域の解除

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく家きん舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する第12の2の(2)の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

イ 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

② 搬出制限区域

①のアで行う第12の2の(2)の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認された場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

① 移動制限区域

高病原性鳥インフルエンザの場合と同様に、①の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

② 搬出制限区域

第12の2の(1)の発生状況確認検査により、制限区域内の全ての農場で陰性が確認された場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた家きん
- (2) 家きん卵（ただし、G Pセンター等で既に処理されたものを除く。）
- (3) 家きんの死体
- (4) 家きんの排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び家きん飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

5 制限の対象外

(1) 移動制限区域内の家きんの食鳥処理場への出荷

① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の家きんについて、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第10の4の(1)により事業を再開した移動制限区域内の食鳥処理場に出荷させることができる（移動制限区域外の食鳥処理場には出荷できない。）。

ア 当該農場について、第12の2の(1)の発生状況確認検査により陰性が確認されていること。

イ 出荷しようとしている家きん舎の家きんについて、出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検査により陰性が確認されていること。

(2) 家きんの移動時には、次の措置を講ずる。

- ア 食鳥処理を行う当日に移動させる。
- イ 移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。
- ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- エ 荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。
- オ 車両は、他の家きんの飼養場所を含む関連施設に入らない。
- カ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ク 移動経路を記録し、保管する。

- (2) 移動制限区域内の家きん卵（種卵を除く。）のG Pセンター等への出荷
臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の家きん卵（種卵を除く。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の第10の4(2)により事業を再開したG Pセンター等又は移動制限区域外にあるG Pセンター等に出荷させることができる。
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- (3) 移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設（大学、家畜保健衛生所等）への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなの出荷
① 臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当するふ卵場又は検査等施設に出荷させることができる。
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
ア 移動制限区域内のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。
 (ア) 第10の4(3)により事業を再開したこと。
 (イ) 移動制限区域内の農場から出荷された種卵から生まれた初生ひな（ふ化後72時間以内のひなのことをいう。以下同じ。）を出荷する（出荷先の農場の所在地を問わない。）場合には、次の要件に該当するものであること。
 a 当該初生ひなの種卵の出荷元の農場で高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認されていないこと。
 b ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロットごとで区分管理されていること。
 c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。
 (a) 臨床検査
 (b) 当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査
 イ 移動制限区域外のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。
 (ア) 第10の4(3)の①の要件のいずれにも該当すること及び第10の4(3)の②の事項を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。
 (イ) アの(イ)に該当すること。
 ウ 移動制限区域内又は移動制限区域外の検査等施設で次の要件のいずれにも該当するものであること。
 (ア) 移動制限区域内の農場から出荷された種卵をふ化させないこと。
 (イ) 施設の管理責任者、施設の所在地、施設における種卵の使用目的及び使用後のウイルスの不活化に適した処理方法が都道府県によって把握されていること。
 ② ①の種卵から生まれた初生ひなを移動制限区域内のふ卵場から出荷する場合（出荷先の農場の所在地を問わない。）及び移動制限区域内の農場に出荷する場合（出荷元のふ卵場の所在地を問わない。）には、次の措置を講ずる。
 ア 密閉車両を用いる。
 イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 エ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 オ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 キ 移動経過を記録し、保管する。
 (4) 移動制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷

- 第10の4(3)により事業を再開した移動制限区域内のふ卵場の初生ひなであって移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものについて、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷させることができる。この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。
 ① 密閉車両を用いる。
 ② 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
 ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 ④ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 ⑤ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
 ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 ⑦ 移動経過を記録し、保管する。
 (5) 搬出制限区域内の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、G Pセンター等、ふ卵場、農場、検査等施設への出荷
 ① 家きん
搬出制限区域内の農場の家きんについて、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外（移動制限区域でも搬出制限区域でもない区域）の食鳥処理場に出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 ② 家きん卵（種卵を含む。）
搬出制限区域内の農場の家きん卵について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外のG Pセンター等、ふ卵場又は検査等施設（(3)の①のウに該当するものに限る。）に出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 ③ 初生ひな
搬出制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の農場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。ただし、移動制限区域内の農場に出荷する場合には、次の措置を講ずる。
 ア 密閉車両を用いる。
 イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
 ウ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 オ 移動経過を記録し、保管する。
 (6) 制限区域外の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、G Pセンター等、ふ卵場、農場、検査等施設への出荷
 ① 家きん
制限区域外の農場の家きんについて、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の食鳥処理場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
 ② 家きん卵（種卵を含む。）
制限区域外の農場の家きん卵（種卵を含む。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内のG Pセンター等、ふ卵場又は検査等施設（(3)の①のウに該当するものに限る。）に他の農場等を経由しないで出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(3) 初生ひな

制限区域外のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に他の農場等を経由しないで出荷させることができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ 移動経過を記録し、保管する。

(7) 制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家きんに臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料又は飼料等について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 複数の農場を連続して配送しないようにする。

オ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

カ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

キ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

ク 移動経過を記録し、保管する。

③ 焼却、化製処理又は消毒を行う場合には、次の措置を講ずる。

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

イ 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

ウ 焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。

(8) 制限区域外の家きんの死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家きんの死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(7)の③の措置を講ずる。

(9) 制限区域外の家きん等の通過

制限区域外の農場の家きん等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、食鳥処理場等の目的地に移動させることができない場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、制限区域内を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(10) 異状発見時の措置

上記の移動制限の対象外となり、家きん、家きん卵又は初生ひなの移動を行っている農場又はふ卵場に、1の(5)の①から③までのいずれかの異状が認められた場合には、直ちに、家きん、家きん卵及び初生ひなの移動を禁止する。

当該禁止は、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザによる症状でないことが明らかとなるまで、継続する。

第10 家きん集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

1 移動制限区域内の制限

(1) 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

① 食鳥処理場（食肉加工場を除く。）における食鳥処理

② G Pセンター等

③ ふ卵場

④ 品評会等の家きんを集合させる催物

(2) 都道府県は、移動制限区域内の食鳥処理場、化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ぜるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させるものとする。

2 搬出制限区域内の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を停止する。

3 汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限

都道府県は、動物衛生課と協議の上、汚染物品に該当する種卵が搬入されていることが判明したふ卵場に対し、新たな種卵の受入れの停止、初生ひなの出荷一時停止等の必要な措置を指示する。

また、都道府県は、当該ふ卵場が4の(3)の再開の要件を満たすことを確認し、当該ふ卵場内の汚染物品となる全ての種卵の隔離又は処分が完了した場合、動物衛生課と協議の上、種卵の受入れの停止及び初生ひなの出荷一時停止を解除することができる。

なお、出荷を一時停止している期間において、当該ふ卵場内にある種卵（汚染物品となるものを除く。）から生まれる初生ひなについては、第9の5の(3)の①のアの(i)のcに準じた出荷時の検査により陰性を確認することで、動物衛生課と協議の上、出荷させることができる。

4 制限の対象外

(1) 食鳥処理場の再開

① 再開の要件

移動制限区域内の食鳥処理場について、次の要件のいずれにも該当する場合は、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。なお、食鳥処理場で本病が発生した場合には、これらの要件に加え、場内の消毒が完了している必要がある。

ア 車両消毒設備が整備されていること。

イ 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。

ウ 定期的に清掃・消毒をしていること。

エ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。

オ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

② 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

ア 作業従事者が食鳥処理場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。

イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。

- ウ 家きんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
 エ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家きんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること。
 オ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理を行うこと。
 カ 搬入した家きんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき、食鳥処理を行うことが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。
 キ 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
 ケ 搬入した家きんは、農場ごとに区分管理すること。
 ケ 家きん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。
- (2) GPセンター等の再開
- ① 再開の要件

移動制限区域内のGPセンター等について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。

 - ア 車両消毒設備が整備されていること。
 - イ 原卵と製品が接触しない構造になっていること。
 - ウ 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。
 - エ 定期的に清掃・消毒をしていること。
 - オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
 - カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。
 - ② 再開後の遵守事項

再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。

 - ア 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
 - イ 家きん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと。
 - ウ GPセンター等の関係者が当該GPセンター等に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
 - エ ブレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接觸するおそれのない場所で保管すること。
 - オ 搬入した家きん卵は、農場ごとに区分管理すること。
 - カ 家きん卵及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。
 - ③ ふ卵場の再開
- ① 再開の要件

移動制限区域内のふ卵場について、次の要件のいずれにも該当する場合には、都道府県は、動物衛生課と協議の上、事業を再開させることができる。

 - ア 車両消毒設備が整備されていること。
 - イ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接觸しない構造であること。
 - ウ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。
 - エ 定期的に清掃・消毒をしていること。
 - オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
 - カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。

- ② 再開後の遵守事項
- 再開後には、移動制限が解除されるまでは次の事項を遵守するよう徹底する。
- ア 第9の5の(3)又は(4)により出荷が認められるまで、初生ひなを出荷しないこと。
 - イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
 - ウ ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
 - エ ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること。
 - オ コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接觸するおそれのない場所で保管すること。
 - カ ロットが異なる種卵及び初生ひなが接觸しないようにすること。
 - キ 搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン燻蒸等により消毒すること。
 - ク 初生ひなの出荷は、農場ごとに行うこと。
 - ケ ふ卵に伴う残存物等（卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等）は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理すること。
 - コ 種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること。
- (4) 都道府県は、(1)から(3)までに基づき事業を再開した施設において、遵守事項が遵守されていないことを確認した場合には、当該施設における事業の実施を再度停止する。

第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

- 1 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを設置する。
- 2 具体的な消毒ポイントの設置場所については、次の事情を考慮し、発生農場周辺（当該農場から概ね半径1kmの範囲内）、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所を選定する。また、移動制限区域の拡大、縮小等に合わせ、その都度、設置場所を見直す。
 - (1) 道路網の状況
 - (2) 一般車両の通行量
 - (3) 畜産関係車両の通行量
 - (4) 山、河川等による地域の区分
- 3 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。

特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。

また、都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき複数か所設置する等の措置を講じる。

第12 ウィルスの浸潤状況の確認等

- 1 疫学調査
 - (1) 調査の実施方法

都道府県は、第4の3の(2)による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染したおそれのある家きん（以下「疫学関連家きん」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

- (2) 疫学関連家きん
- ① 高病原性鳥インフルエンザの場合

(1)の調査の結果、次のアからエまでのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を行うとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡羽数等の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家きん
 イ 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん
 ウ 第5の2の(1)の②の才及び才に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん
 エ その他、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に入りした人、物又は車両が当該入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に入りした場合や他の農場の家きんや車両が食鳥処理場等において発生農場からの出荷家きんや車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある家きんが飼養されている当該他の農場の家きん

② 低病原性鳥インフルエンザの場合

(1)の調査の結果、次のアからエにまでのいずれか該当する家きんであることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項に基づき移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を行い、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び血清抗体検査を行う。

ア 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に患畜と接触した家きん
 イ 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に疑似患畜と接触した家きん
 ウ 第5の2の(2)の②のキ及びクに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん
 エ その他、病性等判定日から遡って180日以内に発生農場の衛生管理区域に入りした人、物又は車両が当該入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に入りした場合や他の農場の家きんや車両が食鳥処理場等において発生農場からの出荷家きんや車両等と交差汚染した可能性がある場合等において、当該人、物又は車両の入り時の消毒等の実施状況から疑似患畜となるおそれがある家きんが飼養されている当該他の農場の家きん
- 2 制限区域内の周辺農場の検査
- (1) 発生状況確認検査

都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定める農場（家きんを100羽以上飼養する農場（だらうようにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

 - ① 高病原性鳥インフルエンザの場合

移動制限区域内の農場
 - ② 低病原性鳥インフルエンザの場合

制限区域内の農場
 - (2) 清浄性確認検査

制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、(1)と同様の検査を行う。

- 3 1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応
- (1) 1の(2)の検査で異状又は陽性が確認された場合、都道府県は第4の2に準じた検査を行い、農林水産省は第5の判定を行う。さらに、2の検査で陽性が確認された場合、農林水産省は第5の判定を行う。
 - (2) 農林水産省は、1の調査及び2の検査の結果並びに(1)において行う第5の2の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。
- 4 検査員の遵守事項
- 1の調査及び2の検査を行う者は、次の事項を遵守する。
 - (1) 発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日を経過していない者は、1の調査及び2の検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。
 - (2) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具及び車両の消毒を行うこと。
 - (3) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
 - (4) 立ち入った農場の家きんについて1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家きんが患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。
- 5 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）
- (1) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1の3の(2)によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導等の結果等により、制限区域内を中心に家きんを飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。
 - (2) 都道府県は、(1)の結果、家きんの所有者が、飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ本病がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該家きんの所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。
 - ① 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
 - ② 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
 - (3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた家きんの所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。
- 第13 緊急ワクチン（法第31条第1項）
- 1 現行のワクチンは、本病の発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画、無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれがあることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。また、肉用鶏については、ワクチン接種した場合に、休薬期間に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の問題もある。
 このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における本病の防疫措置は、早期発見と患畜又は疑似患畜の迅速な殺戮を原則とし、平常時の予防的なワクチンの接種は行わないこととする。
 - 2 農林水産省は、次の要素を考慮して、発生農場における殺戮及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する（なお、本病については、法上、予防的殺処分は認められていない。）。
 - (1) 埋却を含む防疫措置の進捗状況
 - (2) 感染の広がり（疫学関連農場数）
 - (3) 環境要因（周辺農場数、家きん飼養密度、山、河川等の有無等の地理的状況等）

3 農林水産省は、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合には、直ちに、次の事項について定めた緊急防疫指針を策定し、公表する。

- (1) 実施時期
- (2) 実施地域
- (3) 対象家きん
- (4) その他必要な事項（本病の発生の有無を監視するための非接種家きんの設置、移動制限の対象等）

4 都道府県は、当該緊急防疫指針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。この際、農林水産省は、必要十分なワクチン及び注射関連資材を当該都道府県に譲渡し、又は貸し付ける。

5 農林水産省は、感染予防が可能なワクチンの研究及び開発を強力に進め、その成果が出た場合には、本指針を速やかに見直すものとする。

第14 家きんの再導入

都道府県は、家きんの再導入を予定する農場内の全ての家きん舎を対象に、最初の導入予定期の1か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒、飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行う。また、清掃、消毒等が確認された場合、当該農場に清浄性を確認するための家きん（以下「モニターホーム」）を導入するよう指導する。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日家きんの臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導を徹底する。

また、都道府県は、当該農場がモニターホームを導入した場合、次の検査を実施する。

- (1) 家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査
- (2) モニターホームの臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査

併せて、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

第15 農場監視プログラム

1 農場監視プログラムの適用

- (1) 患畜又は疑似患畜とは判定されなかったものの、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された家きんを飼養する農場については、次の②から⑤までに掲げる措置（以下「農場監視プログラム」という。）を適用する。
- (2) 農場監視プログラムは、農場監視プログラムの適用開始時において飼養されている全ての家きんが処理された場合又は④の(2)に掲げる検査の結果で陰性が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、適用を終了する。
- (3) なお、都道府県知事は、適用農場（農場監視プログラムが適用された農場をいう。以下同じ。）において第9の1の(5)の①から③までに掲げる異状を確認した場合には、直ちに報告を行いうよう家きんの所有者に求める。
- (4) 都道府県は、④の(2)のウイルス分離検査においてインフルエンザウイルスが分離された場合には、分離されたウイルスについて、遺伝子検査を行うとともに、動物衛生課と協議の上、動物衛生研究部門に送付する。

2 移動制限

- (1) 適用農場においては、法第32条第1項に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。
 - ① 生きた家きん
 - ② 家きん卵（ただし、G Pセンター等で既に処理されたものを除く。）
 - ③ 家きんの死体
 - ④ 家きんの排せつ物等
 - ⑤ 敷料、飼料及び家きん飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

(2) 制限の対象外

① 敷料等の移動

敷料、飼料、排せつ物、家きんの死体等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、これらを焼却し、埋却し、又は消毒することを目的に施設に移動させることができる。この場合、移動時に第9の5の(7)の②の措置を講ずる。

② 家きん卵（種卵を含む。）の出荷

家きん卵（種卵を含む。）について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第9の5の(6)の②に準じて、G Pセンター等、ふ卵場及び検査等施設に出荷させることができる。なお、ふ卵場に出荷する種卵については、次の要件のいずれにも該当すること。

ア ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けた上で、区分管理されること

イ 当該ロットの種卵から生まれた初生ひなを出荷する際、死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に簡易検査を行うこと

③ 家きんの出荷

モニターホームを対象とする④の(2)の検査により全て陰性を確認している場合には、家きんを食鳥処理場に直接搬入することができる。この場合、移動時に第9の5の(1)の②の措置を講ずる。

3 周辺農場の検査

適用農場を中心とした半径5km以内の区域にある農場について、①の(1)の抗体の確認後、原則として24時間以内に、遺伝子検査及び血清抗体検査を行う。

4 清浄性の確認のための検査

- (1) 適用農場においては、家畜防疫員が標識を付したモニターホームを、全ての家きん舎を対象に、1家きん舎当たり30羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りがないよう配置する。
- (2) 都道府県は、モニターホームを配置した日から14日後及び28日後に、適用農場における全ての家きん舎に立ち入り、モニターホームを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

5 家きんの再導入

適用農場において飼養されている全ての家きんが処理された場合における家きんの再導入は、次の要件のいずれにも該当している場合に行うことができる。

- (1) 適用農場の全ての家きん舎において、モニターホームを対象とする④の(2)の検査により全て陰性を確認していること。
- (2) 再導入しようとする家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査を行い、陰性を確認すること。

6 疫学調査

(1) 調査の実施方法

都道府県は、農場監視プログラムの適用の開始後、①の(1)の抗体の確認日から少なくとも180日間を対象として、適用農場における家きん、人（獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きん運搬車両、廃鶏運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等）の出入りに関する疫学情報を収集する。

(2) 検査

都道府県は、①の調査の結果、適用農場と疫学的関連があると確認された農場を対象に、家きんの臨床検査を行うとともに、1家きん舎当たり10羽以上を対象にウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

第16 発生の原因究明

- 1 第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する、家きん、人（家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等）の出入り、飲用水及び飼料の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、野鳥の飛来状況、野生動物の確認状況、周辺環境等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。
- 2 小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、1の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な助言及び指導を行うとともに、調査の結果を踏まえ、原因の分析及び取りまとめを行う。

第4章 その他**第17 その他**

- 1 種鶏など遺伝的に重要な家きんを含め、畜産関係者の保有する家きんについて、個別の特例的な扱いは、一切行わない。畜産関係者は、このことを前提として、種鶏の分散配置などにより、日頃からリスク分散を図る。
- 2 農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。
- 3 農林水産省は、防疫措置の改善等に寄与する研究・開発を強力に進め、その成果が出た場合は、本指針を速やかに見直す。
- 4 都道府県は、本病の終息した後も、家きんの所有者や防疫措置従事者の精神的ストレスが持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。